

報告書 シンポジウム「人と動物が共生する社会の実現のために」

2022.08.27 (13:00~15:40)

於：福岡県弁護士会館 2階大ホール

福岡県弁護士会は、2022年8月27日に「人と動物が共生する社会の実現のために」と題してシンポジウムを行いました。

動物愛護に関わる様々な立場の方々から、現状や課題、人が生活する中での動物愛護との関わり方についてどう考えるかなどを発言いただきました。

この報告書は、報告者やパネリストの方々の発言内容を書き起こしたものです。

この報告書が、今後の動物愛護への取組みの一助となれば幸いです。



The poster features a yellow background with the title "人と動物が共生する社会の実現のために" at the top. Below the title are three photographs of animals: a brown dog, a tabby cat, and a white cockatiel. The main text discusses the current state of the pet boom, the need for animal welfare law reforms, and the role of the symposium. It lists speakers and topics for the symposium.

近年のペットブームの中で、動物は私たち人間にとってかけがえのない存在になっています。一方、これに伴い、ペットの遺棄、野良猫野良犬化、動物虐待、多頭飼育屋、ブリーダーによる不適切飼育・大量生産・処分等、様々な問題が発生しています。

動物愛護法は、改正を重ね、動物を「命あるもの」と記しています。私たちが生命を尊重し、互いの存在や価値を認め合える社会は、豊かで成熟した社会であるはずですが、福岡県弁護士会公善・環境委員会では、このような社会を実現すべく、動物愛護問題に取り組み、視察、調査等、行ってきました。

一部の愛護団体等の活動のみでは社会全体を変えることは出来ず、制度や法律、趣旨等を、市民に広く周知し、理解を得ることが不可欠です。本シンポジウムでは、動物愛護法の概要や改正の経緯、現状や取り組むべき課題等、参加者を知ってもらい、人と動物の共生できる社会の実現の為にどのようなことができるか、参加者と一緒に考える機会としたいと思っています。

基調報告

「動物愛護法の概要、改正の経緯等について」
(弁護士 朝霞朱絵)

「動物愛護管理の現場とこれからについて」
(福岡市動物愛護センター副センター長 吉瀬福弘)

「命のつなぎ方」
(立花東洋学校の生徒たち)

パネル・ディスカッション

「人と動物の共生する社会の実現のために」

宮腰豊弘氏
福岡市動物愛護センター副センター長

細川敦史氏
福岡県弁護士会執行委員

中岡典子氏
福岡県動物愛護センター副センター長

山崎博恵氏
福岡県動物愛護センター副センター長

<シンポジウムのチラシ>

目次

開会挨拶（福岡県弁護士会会長 野田部哲也）	p 3
第1部 法律の知識（朝隈朱絵会員（福岡県弁護士会））	p 5
第2部 基調講演・報告	p 11
「動物愛護管理の現場とこれからについて」	
（講演者：福岡市保健福祉局生活衛生部動物愛護管理センター所長 吉柳善弘）	
ブレイクタイム	p 18
（立花高等学校 体験授業「命のつなぎ方」と猫倶楽部の取組の報告）	
第3部 パネルディスカッション「人と動物の共生する社会の実現のために」	
	p 24
閉会挨拶（高峰真・福岡県弁護士会公害環境委員会委員長）	p 37
資料	p 39

開会

司会・梅津奈穂子会員（福岡県弁護士会） ただいまより、福岡県弁護士会主催、市民向けシンポジウム、「人と動物が共生する社会の実現のために」を開催いたします。本日の司会を務めます、福岡県弁護士会公害環境委員会所属の梅津奈穂子です。どうぞよろしくお願いいたします。

会長挨拶

司会・梅津 それでは初めに、主催を代表いたしまして、福岡県弁護士会会長・野田部哲也よりご挨拶を申し上げます。

野田部哲也・福岡県弁護士会会長 皆さんこんにちは。会長の野田部です。コロナ渦の中、暑い日にもかかわらず、本日は、「人と動物が共生する社会の実現のために」という集會に参加していただき、まことにありがとうございます。

本日のシンポジウムは、当会が初めて動物をテーマにしたシンポジウムになります。弁護士会が動物をテーマにしたシンポジウムを、全国で見るとほかではやったことはありますが、九州では初めてです。

弁護士会がなぜ動物愛護の問題に取り組むのか、取り上げるのかという点に疑問のある方もいらっしゃるかもしれませんが、動物愛護に関しては、動物愛護及び管理に関する法律という法律が定められています。まさに法律の問題として取り上げるべき点もあるかと考えます。この動物愛護法では、人と動物の共生する社会の実現を図ることが目的にされています。ただ、現実にはまだまだ人と動物が共生する社会が実現されているというふうには言い難い部分もあります。

私も犬好きで、小さい頃、空き地がいろんなところにあって、そこに捨て犬がよくあったので、それを家に持って帰って、父や母によく叱られていました。当時に比べれば、捨て犬や捨て猫はずいぶん減ったと思いますし、最近はペットフードの中に乳酸菌を入れたり、アガリクスを入れたりして、ペットの健康を考えるようなペットフードが売っていたり、ペットに関する雑誌もよく売れているようです。さらに、人と動物が共生する社会を実現するために、今日の集會を開きました。

本日は、まず、朝隈朱絵弁護士から、動物愛護法の概要や改正の経緯を説明してもらいます。続いて、福岡市の動物愛護管理センター・吉柳善弘所長から、センターでの現状の問題や課題についてお話ししていただきます。その後、15分程度の休憩を挟んで、所長に加えて、動物愛護に取り組んでいる、兵庫県弁護士会の細川敦史弁護士、中岡典子獣医師、NPO法人・山崎祥恵代表にパネリストとして参加していただいて、人が動物と共生する社会のためにどうしたらいいのか、ディスカッションしていただきます。

休憩の時間には、高校で保護猫活動に取り組んでいる、福岡市の立花高校の生徒さんたちにもお話ししていただきます。

盛りだくさんで2時間を超えるシンポジウムとなりますが、どうぞ最後までお付き合いください。そして、今日配布した資料の中に、弁護士会の活動を紹介するパンフレット等が入っております。今回の動物愛護の問題を一緒に考えて議論することにより、弁護士会をよりよくご理解いただき、今日のシンポジウムが終わった際には、少数者の人権を守り、社会正義を実現するという、弁護士会の使命にご理解をいただき、今後は核になっていただきサポートしていただきければ幸いです。ご清聴どうもありがとうございました。

第1部 法律の知識

司会・梅津 第1部は、福岡県弁護士会公害環境委員会委員、朝隈朱絵より、「動物愛護法のまとめ」と題して、動物愛護法の概要、改正の経緯等について解説をいたします。朝隈さん、よろしくお願いいたします。

(※報告書作成者注：朝隈委員の使用したレジメは別紙に掲載)

朝隈朱絵会員(福岡県弁護士会) 弁護士の朝隈と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、動物愛護法の概要をかいつまんでお話しします。

まず動物愛護法の沿革についてですが、現行の動物愛護法が施行される前には、動物保護管理法というものがありませんでした。これが制定される前は、特に動物愛護についての立場ではなくて、狂犬病との関係で、飼い主がいない犬の駆除をしたりだとか、動物の命を守ることはあまり重視されていませんでした。

1973年になって、諸外国から「日本は動物愛護の法制化が遅れている」という批判を受けて、動物保護管理法という法律が出来上がりました。これは条文数が13条しかない、すごく簡略なものでした。

そして、ごく最近ですが、1999年になって、現在の動物の愛護及び管理に関する法律ができました。動物虐待が社会問題になったり、ペットブームによって動物をめぐる迷惑問題が顕在化したことで、この法律の制定に至りました。そして、その後、2005年、2012年、2019年の改正を経て、今の動物愛護法は2019年に改正されたものです。

改正の内容としては、罰則の強化、動物取扱い業者に対する規制、行政の責務などというところが、ブラッシュアップされてきています。

ここに動物愛護法の目次がありますが、これはインターネットからも見ることができます。全部で条文数が50条ありまして、最初の動物保護管理法の13条に比べると、ずっと分厚いものになってきています。

動物愛護法制定の背景として、動物愛護意識の高まり、犬猫の殺処分に対する批判の高まりというものがありませんでした。そして、殺処分数を減らすためには、まず行政による引き取りの数を減らそう、引き取りの拒否をしようということになりました。しかし、そうすると、巷に溢れる個体数が増加してしまうので、これをどうしようかという問題が出てくる。殺処分によらない解決策は、まず、水道で例えると蛇口を閉める、個体数自体を減らそうということが考えられます。繁殖制限をしようという対策だったり、里親に繋げる譲渡であったり、TNR活動、地域猫制度、というものが行われています。

TNRという言葉は聞き慣れない方もいらっしゃると思いますが、Trap(トラップ) Neuter(ニューター) Return(リターン)の頭文字をとったものです。まずトラップ、捕獲をして、ニューター、不妊手術をして、もうこれ以上増えないようにし、リターン、

元の場所に戻す。それを、一世代限りで地域住民みんなで大事にしていきましょうというのが、地域猫制度です。

では、中身に入ります。

まず第1条に動物愛護法の目的が掲げられています。条文は長いので、ポイントをいくつかご説明します。まず1つ目は、動物の命を大切にしましょうという視点です。2つ目は、それだけではなくて、やはり動物を大切にするとっても、むやみやたらと餌をやったりすると公衆の衛生を害してしまうので、人の生命、身体、財産に影響を及ぼさないように、動物をきちんと管理していきましょう、という視点です。この2つのバランスを取って、最後に、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする、というのが、今回のシンポジウムのタイトルにもなっている、動物愛護法の目的になります。

次に、第2条の基本原則についてです。5つの自由という、国際的な動物福祉の基本原則がありまして、1つ目は飢えと乾きからの自由、2つ目が肉体的苦痛と不快からの自由、3つ目が外傷や疾病からの自由、4つ目が恐怖や不安からの自由、5つ目が正常な行動を表現する自由。この5つが国際的な基本原則として掲げられていますが、第2条の基本原則には、この4つ目以外が、2012年の改正の時点ですべて明記されたと言われています。

次に、第5条で、環境大臣は、基本指針を定めなければならないとされていますが、この基本指針には4つの柱を置いています。その1つ目の文言に着目していただきたいのですが、「動物の命に対し感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。」基本指針にはここまで踏み込んで書いてあります。

動物愛護法には殺処分の方法についても書かれています。第40条に定めがあり、1項は、できる限り苦痛を与えない方法によらなければならない。2項は、環境大臣が具体的方法を定める。3項は、国際的動向に十分配慮する。そして、この3項との関係で、世界動物保護協会というところが公表したガイドラインがあつて、殺処分を残酷さによって4つのレベルに分類しています。1つは推奨できる方法、2つ目が許容できる方法、3つ目が、条件付きであれば許容できる方法、4つ目が残虐過ぎて許容できない方法となります。日本では炭酸ガスによる方法が主に用いられていますが、このガスによる殺処分というのが、感電・絞首・溺死と並んで4つ目の許容できない方法に分類されています。日本で当たり前に行われているガスによる処分というのも、国際的に見ると本当に許されない方法です。炭酸ガスは、麻酔作用によって楽に死ぬるというような説明がなされることがありますが、日本は、ガス濃度を調整できない古いタイプの機械を使用しているところが多く、実際には叫び悶えたあと、痙攣しながら倒れて、その後も息を

吸おうと頭を高く上げて足をばたつかせながら次第に動かなくなり、時間をかけて死んでいく、という、実態をみれば、すごく残酷なものだと言われています。

福岡市は、殺処分ゼロ達成と言われているんですけど、実際には、譲渡可というものと、病気があったり攻撃性があるということで譲渡不可というものとに分けられていて、譲渡可のものは殺処分ゼロを達成しているんですけど、譲渡不可に振り分けられた個体については未だに殺処分がなされています。令和2年までのデータを見ると、収容頭数の半数以上が未だに殺処分をされています。中でも成猫に比較して子猫の数がすごく多くて、福岡市は子猫に関しては未だにガスによる方法を用いているということで、やはりこれは何か考えていかないといけないところです。

次に、動物取扱業者についての規定、改正ポイントです。動物取扱業者は、第一種と第二種に分かれています。第一種は、営利目的のもの、ペット屋さん、動物園など。第二種は非営利の団体、動物愛護団体等になります。第一種の取扱業者に関する改正ポイントとして、従前は、登録を取り消された場合には、2年間登録ができないということになっていましたが、これが引き上げられて、5年間になりました。これは最近ニュースでも取り上げられていますが、数値規制といって、抽象的な規制ではなく、具体的な数字を用いての規制が取り入れられました。例えば、ケージの大きさであったり、従業員数、何匹に対して何人従業員を付けないといけないということや、繁殖の回数の制限などです。繁殖業者が、パピーミルと言って、子犬の生産工場のような、1匹の雌犬に何度も何度も子犬を出産させて、すごく劣悪な状況で飼育して、ということを行っていることが背景にあります。これは2021年6月から段階的に施行されています。それから、8週齢規制、幼なすぎる個体、出生後56日（8週）に満たない個体は、渡してはいけないという規定がとり入れられました。今は、幼齢の子犬や子猫はすごく可愛くて需要があるんですね。そして、需要があるからという理由で、ペット業者はたくさん産ませて、まだ小さいまま親と引き離して、売ることをしていました。そうすると犬・猫も生き物なので、育つには親の愛情が必要で、これを余りにも早い時期に離してしまうと、噛み癖だとか、鳴きやまないだとか、問題行動が多くなり、それが遺棄の原因になってしまっていました。だからこれではいけないということで、少なくとも8週経たないと親から離してはいけないという規定が取り入れられたという経緯です。

あとはマイクロチップの装着義務化、これも最近ニュースでよく聞かれるものですが、今年の6月から施行されています。これも、獣医師免許を持っていない者が装着をしてはいけないのに、ペット業者が節約の為に、自分でアマゾン等でマイクロチップを購入して、装着手術をしてしまうという事例が起き、問題となっているところです。

次は、飼い主についての改正ポイントです。多頭飼育等の不適切飼育の適正化ということで、「多頭飼育」という言葉を聞いたことがある方はたくさんいらっしゃると思

ますが、すごく社会問題になっています。要は自分で面倒見切れないくらい増えてしまって、手に負えなくなっている問題ですね。これはネグレクトとかの虐待のおそれもありますし、あとは周囲への環境への悪影響もあります。これに対しては、都道府県知事が必要な措置をとるようにとの勧告、命令をすることができる。そして、これに違反した場合には、罰則が定められています。ただ、多頭飼育崩壊に関しては、飼い主を処罰してそれで済むという問題ではなくて、背景にはやはり貧困であったりとか、高齢者の孤独であったりとかですね、貧困で、手術したいんだけど、手術代が出なくて、そのうちにどんどん増えてしまったとか、あとは、高齢で孤独で寂しくて飼い始めて、きちんと管理ができなかったと。あとは、精神疾患だとか、そういったものも背景に絡んでいるところです。なので、処罰するだけではなくて、そもそもそういった状況が生じないように、予防のために、飼い主への支援、相談に乗ったり、手術代の助成をしたりといったことも必要じゃないかと言われているところです。あとは、繁殖制限の義務化です。これは、みだりに繁殖して、適正飼育が困難になるおそれがある場合については義務、それ意外の場合は努力義務となっています。マイクロチップの装着は、飼主については努力義務です。元々装着されている個体を購入して、飼い主が変わる場合の移転登録は義務。あとは終生飼育義務ですね。1度飼い始めたのなら、命が尽きるまで大事に飼いましょうということが定められています。

次に行政の責務について。動物愛護推進員といって、動物愛護に詳しい人、例えば、地域で地域猫制度を始めようというときに来てくれて、説明会等に参加してアドバイスをくれるのですが、この委嘱が努力義務になっています。また、動物愛護協議会の組織であったり、あとは動物愛護管理推進計画の策定義務も定められています。所有者に行政の指導、勧告、命令と、立入検査ができるようになっています。

殺処分との関係で、犬・猫の引き取りについてですが、これは2012年の改正前までは、行政に持ち込まれた場合は、必ず引き取らなければいけない引取義務があって、拒否できる場合の定めがありませんでした。そうすると、営利目的でどんどん繁殖させたペット業者が、売れ残りの個体を沢山、保健所に持ち込んで、そのまま大量に殺処分させる事態となっていたり、一般の飼い主も、手術せずに飼っていて、繁殖の時期、春と秋とに毎年出産して、そのたびに保健所に持ち込み、殺処分、という事態になっていました。これじゃいけないということで、引き取りを拒否できる場合が定められました。まず、業者からの引き取りは拒否できるということと、業者でない場合でも、7条4項の終生飼育義務に照らして、引き取りを求める相当の事由がない場合についても拒否できると定められました。そして、保健所が引き取ったとしても、所有者を探して返還をしたりだとか、新しい飼い主（里親）を探して繋げる、生きられる努力をしなければならぬ、ということも、努力義務になっています。条文には、「殺処分がなくなること

を目指して」ということが明記されているので、行政自体が殺処分がなくなることを目指して頑張らないといけないという立て付けになっています。あとは、動物を殺す場合の方法に係る国際的動向への配慮や、関係機関との連携強化についても定められています。

そして、次に罰則についてです。これは改正して一番目につくところだと思いますけれども、動物虐待がすごく厳罰化されました。第1項は動物の殺傷です。殺してしまったり、切りつけたりしてけがを負わせてしまう。これは、従前は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金だったものが、2019年の改正によって、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げられました。執行猶予は3年以下の場合に付けることができますが、今回の改正で執行猶予が付かないケースも出てくることになりました。厳罰化の背景は、近年、動物を虐待してる動画をアップしたり、悪趣味で、本当に信じられないんですけど、それを見て楽しんだり、残虐性を競うことが行われたりだとか、それも1匹や2匹じゃなくて、大量に犬や猫を虐待したりという事件が続いています。そのような残虐な事件でも、軽い罰金だとか、重くても執行猶予が付く程度です。それは軽すぎる、いけないだろうという世論を受けて、今回、厳罰化に至りました。

そして、2項で、虐待。これも、懲役刑が加わりました。また、何が虐待にあたるか、具体的な行為が明記されました。具体的には、ネグレクト、劣悪な環境での飼育、えさや水をやらない、酷使する、劣悪な環境において衰弱させる、病気なのに適切な保護を受けさせない、といったものです。3項は遺棄についてです。これも、懲役刑が加えられました。

あとは、不適切飼育者に対して、命令に従わなかった場合には50万円以下の罰金、虚偽報告、立入検査の拒否をした場合に20万円以下の罰金が定められました。また、動物取扱業者に対する罰則として、登録せずに営業したりした場合には100万円以下の罰金が定められています。

その他、動物愛護法の特徴について。国、都道府県が、学校・地域・家庭等への普及啓発に努めなければならない、これも努力義務になっています。あとは、知らない方も結構いると思うんですけども、動物愛護週間というのが、毎年9月20日から26日までと法律で定められているところです。なので、この動物愛護週間にイベントがされていたりします。

あとは獣医さんの通報義務です。獣医さんが病院にきた動物を見て虐待のおそれがあると感じた場合には通報しなければならないとされていて、これは義務となりました。あとは特定動物といって、人の生命・身体・財産に害を加えるおそれがある危険な動物は、原則、飼育が禁止されています。

動物愛護法のこれからの課題は、緊急時の一時保護です。多頭飼育や虐待、不適切飼

育があった場合に、まずその個体を保護しないとイケないのですが、飼い主が引き渡しを拒否した場合に、飼い主の所有権との関係が問題になるので、ここの法整備が必要だと言われてしています。

それから実験動物の取扱いです。動物実験するとき、これも世界的な標準原則として3Rの原則といわれるものがあります。1つ目が使用数の削減、2つ目は苦痛の軽減、3つ目が代替法、動物を使わない方法への置き換え、これが世界的な標準原則としてありますが、日本は、動物実験を行っている団体や機関の自主管理に任せられている部分が多くて、実際に中で何が行われているかわからないところがあるので、そこの実効性を持たせるために、立入検査等が必要だと言われてしています。

そして、やはり一番の問題点は、飼い主のいないネコの繁殖制限です。殺処分となる所有者不明の猫の内、幼齢の個体が大部分を占めています。餌やりをしなければいいじゃないかという人が結構いると思いますが、餌をあげないと、動物は生きようとして餌を探すので、民家に泥棒に入ったり、ゴミをあさったりして、むしろ被害が大きくなってしまったり、あとは飢餓状態だと繁殖力が増すともいわれています。だから、餌をやらないという方法ではなくて、繁殖制限をする必要があると。あとは地域猫とかTNRの活動を進めていきましょうということです。適切なやり方をしなくてはいけないので、餌やり等の管理のルールを作ったりとか、地域の理解のための啓発が必要です。

あとは不妊・去勢手術。多頭飼育崩壊状態にある場合は義務になっているのですが、それ以外は努力義務にとどまっています。これを、完全に義務化すべきでないかという議論があります。ただ、そうなると、費用をどうするかという問題が課題として残っています。

あとは、やはり法律がいくら改定を重ねても、現実と法律とがずれていけば、絵に描いた餅になってしまうので、きちんと、現実が追い付くような形にしていかなければならない。例えば動物虐待が起きても警察が動かないとか、厳罰化されても検察からの求刑がすごく低いものにとどまっているだとか、地域猫やTNRの活動をしようとしても地域の理解が得られずなかなか進まないだとか。このようなことだと改正の意味がないので、きちんと現実を法律に近づけていく必要があります。

ちょっと駆け足になってしまいましたが、私からは以上になります。

動物と人との共生社会の実現は、福岡県のワンヘルスの7つの柱の1つにも挙げられていますので、皆さんには、今日の話を持ち帰って家族やお知り合いの方にお話しただけだと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

第2部 基調講演・報告 「動物愛護管理の現場とこれからについて」

(講演者：福岡市保健福祉局生活衛生部動物愛護管理センター所長 吉柳善弘)

司会・梅津 続きまして、第2部の基調講演に移ります。福岡市保健福祉局生活衛生部動物愛護管理センター所長 吉柳善弘さんより、「動物愛護管理の現場とこれからについて」というテーマでお話いただきます。吉柳さん、よろしくお願いたします。

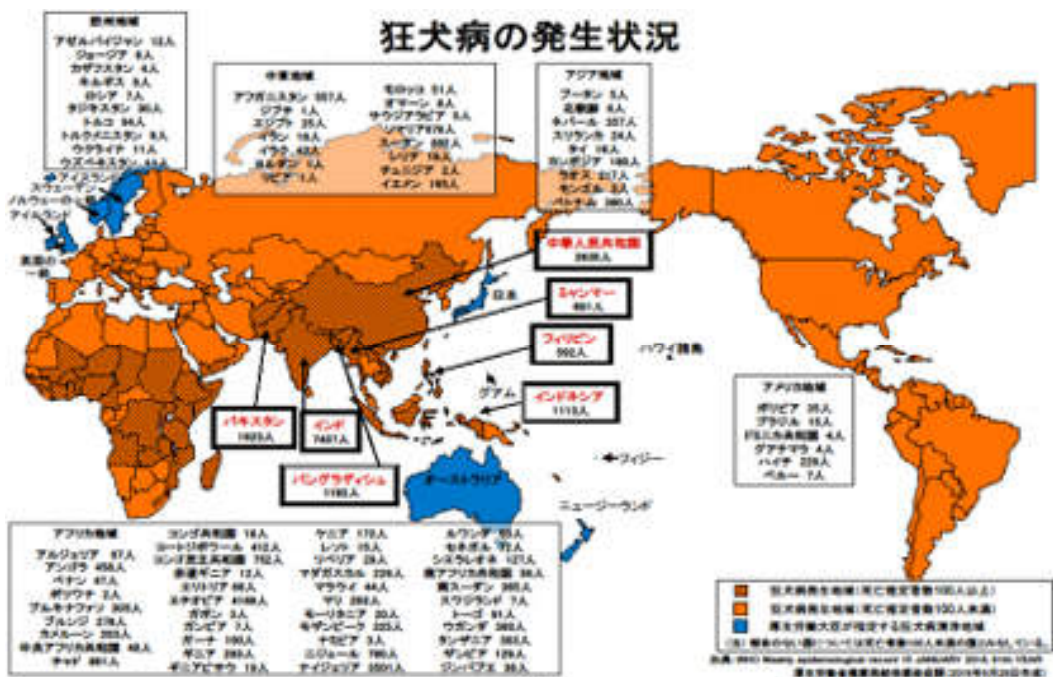
(※報告書作成者注：吉柳さんのレジメは別紙に掲載。分かりやすさから、レジメの一部の図等を本文中に掲載。)

吉柳善弘・福岡市動物愛護管理センター所長 福岡市動物愛護管理センターの吉柳と申します。私からは、動物行政の現状とこれからについてお話しいたします。

私が動物愛護管理センターに初めて配属された20年ほど前は、収容した犬猫のほとんどが殺処分されており、「動物管理センターは犬猫を殺処分する悪しき場所」と批判されていました。その後、動物関係団体の方々を中心に「センターを批判しても殺処分は減らない。問題のある飼い主が原因であり、現状を知ってもらうとともに最後まで飼うことを啓発していかねばならない。」と言われるようになり、動物管理センターもオープン化に取り組むようになりました。現在は、センターでボランティアさんが犬猫のお世話をされたり、イベント時には職員がセンターの施設見学を案内しています。

本日は、収容される犬猫の状況を中心に動物愛護管理センターの業務についてお話しします。

まずは世界の狂犬病発生状況ですが、橙色が狂犬病の発生国、青色が狂犬病の発生がない国です。発生がない国はヨーロッパの一部や、オーストラリア、日本などです。



狂犬病に感染した犬は、写真左側の興奮型や右側の麻痺型の症状を発します。



人への感染ですが、世界保健機構（WHO）によりますと、毎年世界で5万5000人が狂犬病で亡くなっており、特にアジアでは3万人以上が亡くなっています。狂犬病はウイルスによる病気で、感染した動物の唾液にウイルスが排泄されるため、人への感染は、感染した動物、とくに犬に「咬まれる」ことでおこります。咬まれて数ヶ月過ぎてから筋肉のけいれんなどの神経症状が出るため、症状が出る前にワクチンを接種すれば助かりますが、神経症状が出てしまうと治療方法がないため100%亡くなります。

日本では1957年（昭和32年）を最後に狂犬病の発生はありませんが、それ以前は年間50～70人が亡くなったこともありました。一方、海外で感染し、日本で亡くなった人は2006年が2人、2020年が1人で、いずれも海外で犬に咬まれ、ワクチンを接種せずに発症してしまい亡くなっています。

海外では犬に触らない、海外で犬に咬まれた場合はワクチンを接種すること。この2つはとても重要ですので、ぜひ海外に行かれる可能性のある方にお知らせ願います。

狂犬病の予防方法ですが3つあります。

1つ目は飼い犬の登録と狂犬病予防注射。飼い犬を登録して管理するとともに、毎年、狂犬病予防注射を接種することで犬への感染を防ぐことができます。すなわち人への感染も防げる。つまり犬の狂犬病予防注射は人への感染防止を目的としています。

2つ目は海外から狂犬病を入れないこと、つまり検疫の徹底です。

3つ目は人が管理していない犬、つまり野犬をなくすこと。野犬を捕獲収容することです。この野犬を捕獲する、そして1つ目の狂犬病予防注射を推進するところが、保健所や動物愛護管理センターです。

ところで「保健所と動物愛護管理センターはどう違うのか」とよく聞かれます。そこ

で福岡県内の状況を例として説明します。

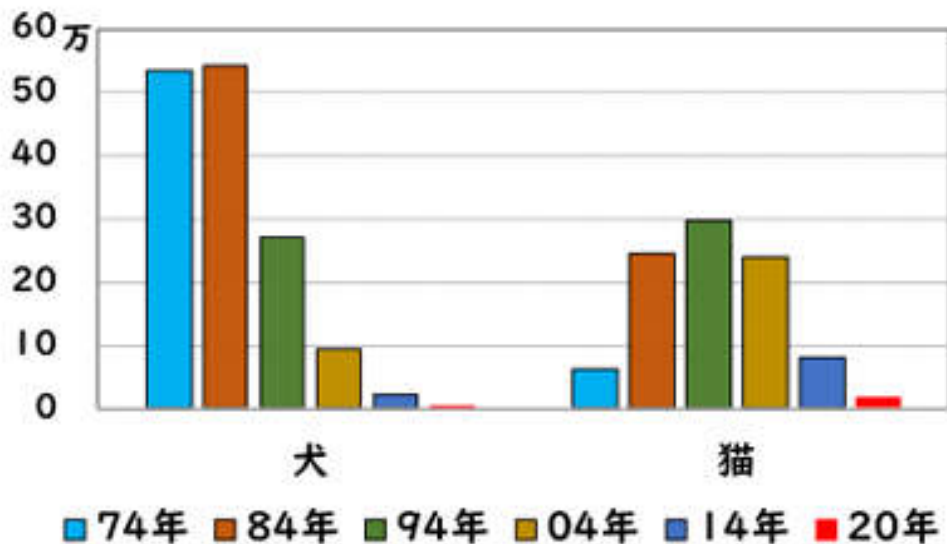
まず動物愛護管理センターは、福岡市、北九州市、久留米市に設置されています。自治体によって、動物愛護センターと言いますが業務は同じです。センターでは犬の登録や狂犬病予防注射、迷い犬猫の収容などを行います。

一方で3市以外、例えば糸島市や筑紫野市などは県が運営する保健所が迷い犬猫の収容等を行います。正確には保健福祉環境事務所といますが、県内に9カ所の保健所があり、糸島市であれば糸島保健所、筑紫野市であれば筑紫保健所が担当します。さらに古賀市の福岡県動物愛護センターは9保健所の迷い犬猫を収容し、譲渡等を行います。

センターも保健所も獣医師が勤務しています。このような公衆衛生分野でも獣医師は活躍しています

続いて全国の殺処分の推移です。犬の殺処分頭数ですが、1974～84年度は50万頭以上でしたが2020年度は4000頭と99%以上減少しています。一方、猫につきましては、1990年代に30万頭以上でしたが、2020年度は2万頭と15分の1まで減少しています。

殺処分の推移(全国)



福岡市動物愛護管理センターでも殺処分減少に取り組んでいます。福岡市では2カ所のセンターがありますが、かつては福岡市の西側地域（西区、早良区、城南区、南区）を家庭動物啓発センター（旧西部動物管理センター）が、東側地域（東区、博多区、中

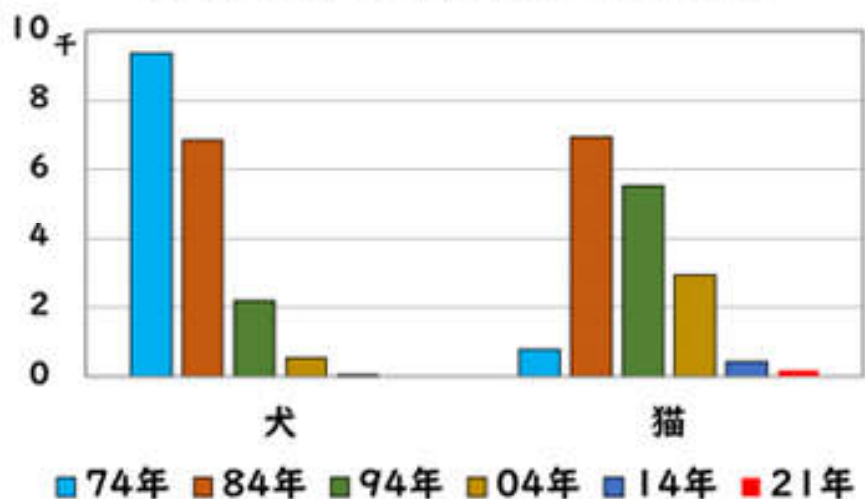
中央区)を東部動物愛護管理センター(旧東部動物管理センター)が担当し、犬猫の収容等を行っていました。収容頭数が減少した現在は、東部動物愛護管理センターのみで収容しています。職員数は16名、うち獣医師が7名です。

家庭動物啓発センターですが、猫の苦情相談や地域猫活動の支援など猫に関する業務を行っています。猫の苦情相談は年間400件程受けており、長期化する事例も多く対応に苦慮しています。一方東部動物愛護管理センターは、犬の苦情相談や犬猫の収容、ペットショップなど第一種動物取扱業の登録業務や特定動物の許可などを行っています。

各センターでは定期的にイベントを行っており、家庭動物啓発センターでは、毎月第3日曜日に犬猫の飼い主を対象に「よろず相談会」を、東部動物愛護管理センターでは、毎月第2日曜日に犬猫を飼い始める人を対象に「わんにゃんよかイベント」を行っています。いずれも動物関係団体の方々と共働で開催しています。

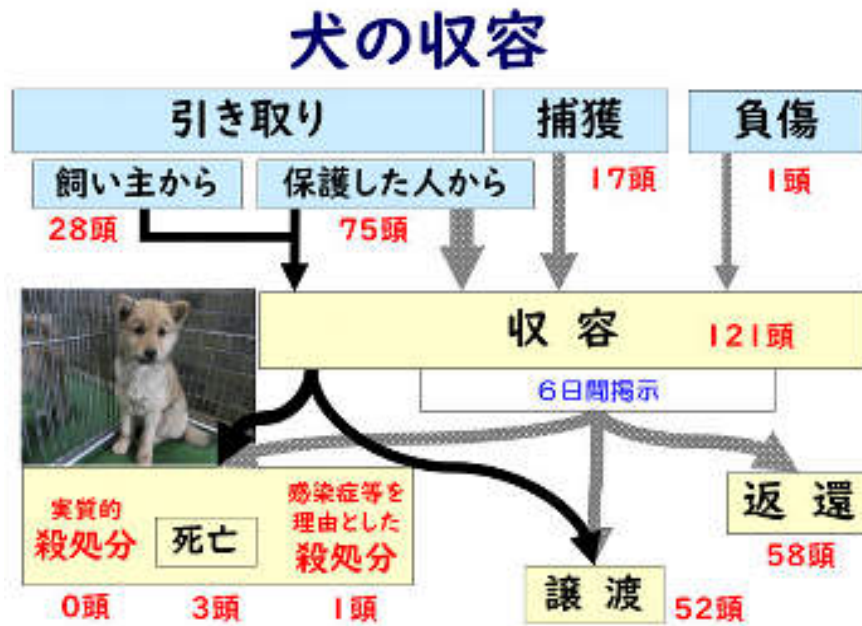
福岡市の殺処分の推移ですが、犬は1974年度に1万頭近くありましたが、2021年度は4頭と大きく減少しております。猫につきましても1984年度7000頭以上が、2021年度169頭と減少しております。

殺処分の推移(福岡市)

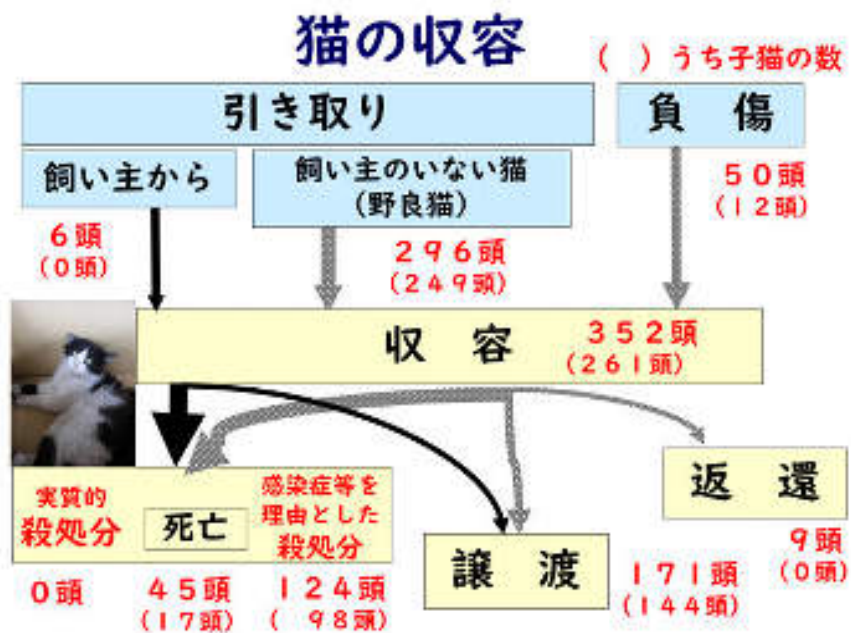


収容状況について詳しく見ていきます。2021年度の犬の収容状況です。飼い主からの引き取りが28頭、飼い主不明の犬が75頭です。捕獲とありますが、小型犬など放れた飼い犬を職員が保護した事例がほとんどです。飼い主不明犬は収容後6日間ホームページに写真等を掲載しており、掲載することで飼い主不明犬の60~70%は元の

飼い主に戻っています。譲渡は52頭、死亡3頭、感染症等を理由とした殺処分が1頭です。



続いて猫の收容状況です。飼い主からの引き取りが6頭、飼い主不明猫が296頭で、うち80%以上が子猫です。一方、返還は9頭と犬に比べて少なく、譲渡は171頭、うち子猫が144頭です。



収容時の子猫は小さすぎて譲渡できないため、福岡市では2か月齢になるまでボランティアさんに預けて育てていただく「ミルクボランティア制度」を行っております。ボランティアさんは責任感が強く、育たなければ自責の念に駆られること、一方で収容される子猫もすべてが順調に育つ状態ではないことから、獣医師が健康状態を確認し「問題ない」と判断した子猫を預けております。とくに子猫の真菌症は子供さんに感染すると治療に時間がかかるとともに、薬による副作用も強いことから預ける対象から外しております。

飼い主からの引き取り理由ですが、「飼い主が高齢・病気」が最も多く、ペットが飼えない公営住宅等への引っ越しも一定数あります。

続いて、収容した犬猫を元の飼い主へ返す「返還」ですが、犬の場合は手数料が必要です。福岡市では、収容日から6日目に返還する場合、基本手数料4000円+350円×6日=6100円が必要です。

手数料が発生するため犬の場合は返還の際にトラブルも起こります。例えばマイクロチップで飼い主が判明しても、すぐに手数料を払えないため返還に来ないこともあります。また手数料の支払いを拒み、飼育を放棄された飼い主もいます。もちろん多くの飼い主は「見つけてよかった」と喜んで手続きをされますが……。

一方、猫の返還は手数料が発生しません。

続いて、譲渡です。譲渡先で最後まで愛情をもって飼い続けていただくため、センターでは、獣医師を含む複数の職員で収容犬猫の性格や健康状態を確認しています。少し時間をかければ人に慣れるような場合は、トレーニング等を行い、再度適性を確認します。譲渡適と判断した犬猫は不妊去勢手術やマイクロチップ装着、ワクチン接種等を行い、ホームページで飼い主さんを募集します。ホームページを見られた方は事前予約してセンターに来て講習を受けてから、犬猫を見ていただきます。譲受希望の場合は申請書を提出していただき、1日目はこれで終わります。

翌日以降に申込された方から「手続きを進めたい」との連絡をいただいた場合、職員が自宅訪問等を行い、飼育環境に問題がないことを確認した上で、再度、センターに来ていただきます。そこで再度、講習を受け誓約書を提出してから譲り渡します。さらに譲渡後1ヵ月に電話で調査をしますが、皆さん「とてもいい子ですよ」と言ってくださります。写真や手紙を送ってくれる方もおられ、職員も励みになります。

殺処分ですが、環境省は①死亡と②譲渡することが適切でない殺処分、③②以外の殺処分と分類しており、福岡市では③を実質的殺処分としております。

福岡市では実質的殺処分はゼロですが、譲渡することが適切でない殺処分、つまり治療呑み込みがない場合などは殺処分しております。2021年度は犬が1頭、猫が124頭です。一方、福岡市内の路上等で死亡した猫は年間5,000頭程で、殺処分の4

0倍ほどとなります。このことから福岡市では条例で飼い猫は屋内飼育に努めることとしております。

殺処分方法ですが、子猫は技術的な面からガスを使っていますが、子猫以外は獣医師が注射で行います。獣医師が直接殺処分しますが、とくに若い獣医師は小さいころから動物を助けたいがために一生懸命勉強してきた人が多く、そのような獣医師に殺処分させることはセンターとしてもたいへんつらいことです。もちろん仕事として誠意をもって対応していますが、本当はしたくありません。殺処分は動物が好きな方はもちろん、動物愛護管理センターも、また動物で困っている人も嫌いな人もしたくないのですが、せざるを得ないのが現状です。

では殺処分をなくしていくにはどうしたらいいか。

いろいろありますが、新しい家族として「おとなの犬猫」を迎えることもひとつです。子犬子猫は20年生きてます。20年前のご自身を思い出してください。周りの人も住んでいる環境も想像と違っていませんか。でも5年から10年であれば想像の範囲の可能性は高くなります。つまり「おとなの犬猫」を飼うことで、「最後まで飼う」という飼い主責任を全うすることができます。子犬子猫を選択する方が多い状況ですが、発信を続けることで10年後は大人の犬猫を迎えることが当たり前になることを期待しています。

また福岡市が支援している企業が開発しました鼻紋登録アプリ「NoseID」を紹介します。犬の鼻は人間の指紋と同じように一頭一頭模様が違います。鼻紋登録した犬が迷子になった場合、保護した人がスマホで確認することで飼い主さんに連絡がつながるシステムです。登録頭数が増えるほどアプリの精度がよくなりますので、ぜひ登録をお願いします。福岡市の犬だけでなく、日本全国どこでも大丈夫です。マイクロチップもありますが、マイクロチップはリーダーがなければ確認できませんので、スマホだけで確認できるこのシステムはたいへん有効だと思います。

最後に映画を紹介します。この映画は保護犬のハウという犬とある青年との出会いを描いた作品で、8月19日から上映されております。

今回、映画会社さんのご厚意で福岡市のポスターを作っていただきました。

ぜひ涼しい映画館で「ハウ」を見ていただくとともに、暑さをうまく避けながら夏を乗り切っていただきたいと思います。

私の方からは以上です。最後までご清聴ありがとうございました。

ブレイクタイム 報告・「立花高等学校の体験授業『命のつなぎ方』と猫倶楽部の取組み」

司会・梅津 これより、ブレイクタイムとして立花高等学校の江口心さんよりご報告をしていただきます。テーマは、体験授業「命のつなぎ方」、そして猫倶楽部の取組みについてです。それでは、江口心さん、よろしくお願いいたします。

(報告書作成者注：江口さんや立花高校の皆様のレジメは別紙掲載。分かりやすさから一部を本文中に掲載。)

江口心（立花高等学校） こんにちは。私たちは、福岡市の立花高校から来ました江口心です。今から体験授業「命のつなぎ方」、猫倶楽部の取組みについて発表します。よろしくお願いいたします。

体験授業とは、金曜日の1限から4限までである授業で、教科の授業と違い、社会に出たときに役立つことを学んでいます。サロン班や洗車班などがあります。「命のつなぎ方」もその中の一つです。

猫倶楽部が発足した理由は、体験授業だけでは週に1回の午前中のみで、継続的なお世話が難しく、保護猫とのふれあいが少ないことから、同好会を作れば、朝や放課後もお世話することができると思い猫倶楽部が発足しました。

体育館の下のスペースに猫小屋があり、小屋の中には現在4匹の猫達が暮らしています。

本日発表する内容は次の5つです。

体験授業「命のつなぎ方」が始まった経緯の理由は2つあります。1つ目は、職場体験で動物に関わる企業を希望した生徒が多かったからです。2つ目は、学校で動物に関わる活動をしたかったからです。

授業内容の最終目標は犬猫の殺処分をなくすことです。詳しい授業内容はスライドのとおりです。

保護猫活動を始めた経緯は、生徒が登校中に子猫を拾ってきて、何の設備もない中お世話をしながら里親を探しました。そのときの子猫がチャロ君です。それを機に次々と生徒が保護するようになりました。

保護猫活動の具体的な活動は、生徒や学校が保護した猫を中心にお世話しながら、新しい家族を探し、家族になっていた

3. 保護猫活動を始めた経緯 ～ チャロとの出会い～



だいたご家庭に飼い方を教えます。

さて、私たちは今、地域猫活動と SDGs をテーマに学習しています。

そして今は、猫小屋の他に学校の敷地内に猫たちがいます。私たちはその猫たちを「野良猫」ではなく「地域猫」と呼んでいます。なぜそう呼んでいるのかというと、先生たちは猫を捕獲して、不妊手術をして元いた場所に戻し、定期的に餌をあげているからです。学校からも理解をもらっています。その活動でこれまで目にしていた子猫の姿は見なくなりました。この写真2枚は、地域猫たちに餌をあげる場所です。紺や黒いビニール袋があるのは、カラスから猫の餌を守るためにやっています。

4. 地域猫活動とSDGs



体験授業「命のつながり」は、犬猫の殺処分の現状を踏まえて、どのようにしたらこのような不幸な犬猫をなくせるかを考えることから始まりましたが、これまでの活動は、保護猫の里親探しのポスターや猫小屋に行ったりなど、学校内で活動することが主体でした。現在コロナ禍なので難しいことですが、これからは外に出て活動の可能性を模索していきたいと思います。

猫倶楽部の活動は主に猫のお世話です。

ほかにも愛護センターや相島にも視察に行きました。これは先輩から聞きましたが、3年前の相島は餌場があったのですが、やせ細った猫や病気に罹った猫たちをいたるところで見かけたそうです。右の写真は、親猫の乳を吸っている2匹のやせ細った子猫が写っています。でも、今の相島の猫たちが不妊手術もされており、決まったところに餌場もあって、ご飯などをしっかり食べていて、やせ細った猫が見当たらなかったし、みんな人懐こくてのびのびとしているように見えました。

〈3年前の相島②〉



〈現在の相島②〉



最後に、私たちが目指すのは、人と動物が共生する社会です。これ以上不幸な動物たちを増やさないように頑張ります。

これで発表を終わります。ご清聴ありがとうございました。

司会・梅津 立花高校が保護猫活動をしたきっかけがチャロとの出会いだったということですが、徳久先生、片井先生、このあたりの経緯について何か補足はございますか。よろしくをお願いします。

徳久（立花高校職員） 「命のつなぎ方」の授業の担当をしております徳久です。よろしくお願いたします。ほとんど今生徒の江口さんがお話ししてくれたとおりですけど、私の中に本当にずっと残ってるこの活動のきっかけとなったのが、今、江口さんが紹介してくれたチャロです。今、江口さんが言ったように、登校中の女子生徒が、メイン道路の横にいた子猫を、このまま放つといたら絶対轢かれるなと思って、何も考えずに抱き抱えて、そのまま学校に連れて来た。それで私が生徒の登校の見守りで道に立っていたときに、「先生、猫拾ってきた」って、持って来たんですね。それまで「命のつなぎ方」で授業をやってきましたけど、本当に私もいろんな知識があってやっていたわけではないし、まさかこういう事態が起こるとは本当に考えていませんでした。で、エッと、猫を見たときに、2 か月くらいの幼い猫で、ワーツと本当にそのとき頭がぐるぐる真っ白になりましたけど、戻してこいとは言えないですよ、この授業をしているのに。で、そのときに僕の口から出たのは、「ああよかよか」って。そのまま引き取りました。今でこそ保護舎とか学校に建ててもらっているんですけど、当時はこういうことをするつもりがなかったので、何も設備もありませんでした。それでまず、私が当時、進路指導に当たってましたので、その事務所に連れて行って、もう1人の同僚の先生と「ここでお世話しましょう」ということになって、とりあえずケージを借りて用意して、その中に猫を入れて餌を2人であげてやってたんです。で、ここでもう1つものすごく今でも印象的な出来事が起こりました。学校の進路指導室に猫がいるということが学校中に知れ渡って、生徒さんたちがもう休み時間毎にひっきりなしに訪れて、進路指導室が大変なことになりました。普通は進路指導といたら3年生が対象だと思うんですけど、1年生、2年生、3年生、いろんな生徒さんが来て、猫を見せて、と。そのときずっと僕は観察していて、一つ気付いたこと、やっぱり大切なことだなあと思ったことが、動物の人を癒やす力、ここで僕は気が付いたんです。いろんな生徒がいます。当時私が本当にまだ印象に残っているのが、3年のある男子生徒、うちでも一応禁止はされてるんですけど、茶髪・金髪の生徒がバーッと来て、「先生、猫おるんじゃろ、ちょっと見しちゃらん」と言って、その生徒がチャロを見た途端、「わあ、猫ちゃん猫ちゃん」。この豹変ぶりにはびっくりして、あっ、これがこいつの真の姿なんじゃないかなあと。なんか自分より弱いものを見たときに本心が出たり、それとやっぱり動物の癒やす力というのが大切だなあと思ったので、そのとき私がやっぱり心に決めたのは、もちろん今から猫を保護していくけど、逆に考えたら僕らも生徒たちも、猫・動物から逆に力をもらってるんじゃないか、もらえるんじゃないかなと思って、いろいろなことを始めたら、まさしく今はこのとおりです。チャロが保護されたのは、2016年の確か10月だったと思います。で、今日現在まで猫を30匹保護して、今は4匹いるんですけど、里親さんに出して幸せに暮らしています。で、やっぱり猫小屋に猫がいると、生徒が、「先生、

猫触らせて」って言ってきます。そのときは何かやっぱりあるときなんです。自由に触れ合いなよと言って触れ合ったときの表情はなんかもう晴れ晴れして、あっ、これがやっぱり動物の癒やしの力だなあと思って、僕らは猫を助けてあげてるんだけど、逆にそれ以上のものを猫からもらってるというのが現状です。この点チャロを転換期の猫として非常に鮮明に覚えているので、発表させていただきました。ありがとうございます。

片井（立花高校教諭） 猫倶楽部の顧問をしております片井と申します。よろしくお願いたします。先ほど、相島の写真を見ていただきましたけど、相島は猫が多くて、猫の楽園、猫の島といわれて、島の大切な貴重な観光資源になっております。実は3年前、子どもたちの先輩と一緒に初めて行って驚いたんですけど、猫の楽園とは名ばかりで、そこでは弱肉強食の世界が繰り広げられていました。力のある猫は餌をもらって、餌に有り付いて丸々していたのに、力のない猫は、ご覧のようにですね、路上でも骨と皮だけなんですね。その親猫の乳を吸う子猫、右側の写真の猫ですが、親猫はミイラみたいになって、ない乳を、またミイラのように子猫が一生懸命乳首をまさぐって吸ってるんですね。たぶんもう1週間も持たないだろうと、そういう感じでした。で、この弱った猫を狙ってですね、鳶が上空を旋回しているという、まさに地獄のような光景でした。だから僕はもう、猫に癒やされるどころか、もうすっかりひどく憤って帰って来ました。で、学校に帰って早速島の実態をレポートして、秋の文化祭で発表しました。そのレポートをご覧になられた方がSNSで取り上げられて、それがちょっと拡散したみたいなんですね。それで、新宮町の方に相当抗議が寄せられたように聞いています。後日、新宮町の観光課の方から学校にお叱りの電話をいただきました。実はこの島というのは、大学のある先生が、猫の生態を研究するという名目で、猫が自然繁殖するのに任せていた島だったようです。その観光課の方が言われるには、先生の研究の目的をきちんとわかってレポートを書いたのかと。詳しくレポートの内容をご覧になられたのかはよくわからないですけど、ただ、私は、生徒が見たままをレポートにしたんですけどもですね、それはあなたが入れ知恵して生徒を煽ったんでしょと言わんばかりでした。今年の3月、再び相島に行きました。で、さっき江口さんが報告したとおりですね、3年前に見たような弱りかけた猫はほとんどいないです。餌場もきちんと整備されていて、毎日決まった時間に餌をやられてるんですね。で、何よりもこの島の放し飼いになってる猫を、保護活動をされている方が全頭避妊手術して、頭数管理をきちんとされているということでした。

私たちの活動は、保護している猫のほかに、こんなふうには餌場を決めてですね、ここに猫が数匹やって来ます。それも決まった猫です。それは避妊手術をしております。ここにその猫を定着させて、ゆくゆくは学校と隣接する美和台地区に地域猫活動として定着できればいいなあと、そういう感じで私たちは考えています。

司会・梅津 立花高校の方々どうもありがとうございました。学校教育の場でこのような取り組みがなされているということは非常に心強く思いました。

第3部 パネルディスカッション「人と動物の共生する社会の実現のために」

パネリスト

- ・福岡市保健医療局生活衛生部動物愛護管理センター所長 吉柳善弘
- ・兵庫県弁護士会所属弁護士 細川敦史
- ・福岡県獣医師会所属獣医師 中岡典子
- ・特定非営利活動法人 SCAT 代表理事 山崎祥恵

コーディネーター

福岡県弁護士会 公害・環境委員会委員 藤田裕子

司会・梅津 第3部のパネルディスカッションを始めさせていただきます。

パネルディスカッション、テーマは「人と動物の共生する社会の実現のために」です。

パネリストをご紹介します。先ほど基調講演いただきました福岡市保健医療局生活衛生部動物愛護管理センター所長 吉柳善弘さん、兵庫県弁護士会所属弁護士 細川敦史さん、福岡県獣医師会所属獣医師 中岡典子さん、特定非営利活動法人 SCAT 代表理事 山崎祥恵さん、コーディネーターは、福岡県弁護士会公害・環境委員会委員 藤田裕子です。

それでは、よろしくお願いいたします。

コーディネーター・藤田裕子弁護士（福岡県弁護士会公害・環境委員会委員） 皆様こんにちは。福岡県弁護士会公害・環境委員会の委員をしております藤田と申します。このパネルディスカッションですけれども、皆様も1度はお聞きしたことがあるだろう犬や猫の殺処分の問題について現状を知っていただくということを通して、人と動物の共生する社会とはどういう社会なのか、そのような社会を実現するために何が必要なのかを探っていく、そういう形にしていきたいと思っております。

さて、冒頭に会長も申し上げておりましたが、福岡県弁護士会では、本日のような人でないものをテーマにしたシンポジウムを開催するのは初めてになります。なぜ弁護士会が動物に関するシンポジウムをするのかという点も挨拶で触れておりましたが、この点をもう少し明確にしておきたいと思っております。細川さんは、兵庫県弁護士会所属の弁護士でいらっしゃる、普段から動物愛護の問題に取り組まれていると聞いております。弁護士あるいは弁護士会が動物の問題に取り組むことの根拠とか意義とかについて、どのように考えていったらよいかというところを、自己紹介もしていただきながらご意見をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

細川敦史弁護士（兵庫県弁護士会） 弁護士の細川です。今日は兵庫県からまいりまして、

このような機会をいただきましてありがとうございます。私は弁護士登録が2001年で、登録21年になりますけれども、弁護士会を通じてのこういった活動は控えてきました。やはりそれは、弁護士法第1条で、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と謳われていて、人の権利や自由を守ることが主な目的とされています。弁護士会では人の問題、特に弱者的な問題には広くかかわってきていて、動物の問題は無視してきたわけではないんですけれども、私は弁護士会を通じてではなく、個人的に取り組んできました。兵庫県弁護士会でも2019年から動物の問題を弁護士会レベルで活動したり、去年はシンポジウムを開催しました。そこに至るまでに問題点を整理して皆で理解していく勉強をする中で、多頭飼育崩壊の飼い主のケースでは、高齢者や障害者とか、社会的な弱者をフォローすることが必要という話が出ました。そういう場面では弁護士会ですべてやってきたことが関連してくるよねということで、直接的には動物を優しく守る活動なんですけれども、それは人を守ることにもつながってくるだろうということで、弁護士会内で動物問題の取り組みが進むきっかけとなりました。ちなみに去年のシンポジウムは、兵庫県弁護士会の会長に登壇してもらって、動物の問題にも弁護士会は深く関わらなければいけないという意見をいただいたので、これからもそのような流れでいくと思います。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。動物を尊重することが人権の尊重につながるということになるのではないかと思います。先ほどの立花高校の皆さんのご報告にも何か通じるものがあるんじゃないかなあという気がしているところです。

それでは話を先に進めてまいりたいと思いますけれども、前半の吉柳さんの講演の最後に、殺処分をなくしていくにはという問題提起があって、2つメッセージをいただきました。

そこでまずは、前半はいろんな法律の報告とか講演とか盛りだくさんだったので、その復習を兼ねまして、そもそもの殺処分の対象になっている犬や猫はどこから来るのかという点をちょっと確認できればと思います。中岡さん、その点をお話いただけますでしょうか。自己紹介をしていただきながら、お願いできればと思います。

中岡典子獣医師（福岡県獣医師会） 獣医師の中岡典子と申します。私は獣医という立場でいろいろな相談を受けておりました。この後ペット産業とはまた違う話をしてもらいますが、飼い主さんがいきなりいなくなった状況、そういうことが最近非常に多いんですね。しかもそれが1人の方が1匹を丁寧に飼われているという状況ではなくて、気が付いたら20匹30匹飼われていると。で、いきなり「29頭いるんだけど、先生、どうしたらいいんですか」みたいなことがご相談である。で、一頭でしたら最初に初期の病気のケアを行って、それから新しい飼い主を探すことがやりやすいんですが、最近では20頭30頭も当たり前ということで、それはどこから生まれてくるんだろうかと。

私は獣医として最初は「犬猫がかわいそう」「なぜそんなことになるんだろう」と動物側の観点から見ていたのですが、これは1つの社会問題じゃないかと思うようになったんです。で、人の福祉の問題、ケアマネージャーというか、現場にいるヘルパーさん、ご近所のかた、隣に猫が出入りして自分のところは糞尿被害ですごい困っていると、そういう方から相談を受けることもあります。

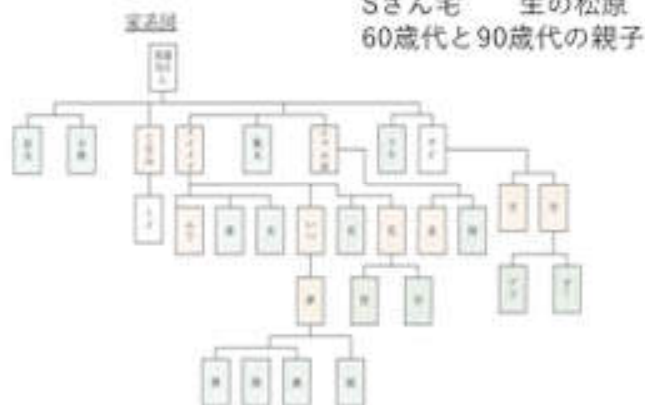
2、30頭になると非常に困るんですけど、その飼い主さん、図の真ん中のところですね、ここでどうにかしないといけない。誰が気を付ければいいのかというと、高齢者とか精神的に問題がある方とか、あと、地域で孤立している方、そういう人たちが得てして多頭飼育崩壊につながりやすいんです。その人たちに、あなたはいけないことをしているよって言っても、なかなか理解していただけない。



では、理解していただけるように私たちが、最初の1、2頭のとときに、「おばあちゃん、猫飼ってるの？ 避妊してる？」と、ちょっとケアマネージャーさんたちに聞いていただく。そこで避妊していなかったら、こういうことになるよと伝えていくことが必要です。

これは、福岡市西区のある60代と90代の親子の世帯ですが、1年半でこういうことになったんです。

1匹から29匹



こういう例が非常に多くて、じゃあ、この猫は可愛がられていないのかということと違うんです。猫はみんな名前がついていて、この2人はすごくかわいがってるつもりなんです。なので、私たちが、「1年半後にはこういう風になるから今のうちにどうにかしようよ」「本当にかわいいんだったら避妊しよう」というふうに、こちらからアプローチをしていかないといけないことに気付きました。対象は、高齢で一人暮らしの方、それから地域で孤立してる方、あとは精神的にちょっと問題があってホーダーと言われている方、非常にこれが最近多いです。ホーダーというのは、ものを集める、例えば缶ばかり集める人のことを言います。それで動物を集める人は「アニマルホーダー」といいます。そのアニマルホーダーが非常に最近増えてます。このアニマルホーダーや高齢者の問題、それが1つの社会問題になっているので、私たち獣医側は、動物がかわいい、その思いだけで頑張ってもどうしようもないことに気が付いたんです。そこで現在では、人の福祉のかたや、法律相談がある場合には弁護士にいろいろ相談するとか、いろんな面で横のつながりを持ってやっていってるというのが現状です。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。そうしたら、蛇口の図でいうと今は飼い主さんのお話を主にさせていただきましたが、ペット産業さんとか野外繁殖の件で山崎さんに何かお話しただけることがございますか。自己紹介を兼ねながらお願いいたします。

山崎祥恵・特定非営利活動法人SCAT代表理事 特定非営利法人の山崎です。動物虐待と防止関連で、虐待防止の啓発活動と、あと、虐待が発生したときの相談を受けて、対処をして、やっているのは専門に動物虐待関連なんですけれども、その活動していく中で猫が圧倒的に多いんです。なぜなのかということ、やはり野外にいる猫が多いということが一番の問題なんです。で、それをやめさせるためにはどうすればいいのかということで、結局のところ行きつく先は屋外にいる猫を減らしていくと言う一般的な猫の愛護団体さんがやっている TNR 活動を行うこと。それを含めた形で現在の活動を続けているということなんです。先ほど、中岡さんからご説明があったんですけれども、飼い主、アニマルホーダーの相談が結構来ている。それと同時に最近非常に相談が多いのが、ペット産業ですね。いわゆるペットショップです。大手のペットショップで、各所のホームセンターにテナントで入っているようなところ。ペットショップで犬猫を購入されるというときに、ペットショップの人が、その人は本当に終生ペットを飼うことができるのかどうか、飼える住居環境にあるのかどうかということを確認せずにペットを売っているということなんです。そこは今現在全く規制はないんですね。現在のコロナ禍の中でよく言われていることが、ペットを購入して家に連れて帰ってくる人が増えたということなんです。結局そういうことであれば、特に問題になりつつあるんですけれども、ペットの飼育を途中で放棄してしまって、野外に遺棄するということ

が見られるというのが現状ですね。そういうことがやはりペット産業としてですね、ペットショップに法的規制はないにしても、倫理的な問題と自主規制のようなものを作成してですね、そういう途中で放棄するようなことがないような体制というのを作っていただきたいなあというふうには思っています。非常にペット産業の方の相談が、詳しくはちょっといろいろ問題が起きるかもしれないので言えませんけれども、こちらに多く相談が来ています。それと野外繁殖というのは、捨て猫、元々飼い猫であったものが捨てられて、野外生活を余儀なくされ、不妊去勢手術をしてなければ当然そこで殖えていくということですね。で、それが結果的に環境等に悪影響を及ぼしているということが問題になっているというのが現状だと思います。で、現在は法律等も改正されまして、昔だったら犬猫とかを捕まえて保健所に持って行くと。未だにそういうことを言われる方がいらっしゃるんですけど、現場の方はですね。それができなくなった今、何が必要かということと、野外にいる猫たちを増やさない方法は何が必要なのかということで苦肉の策として生まれてきたのが地域猫活動だと思うんです。その方法に対しては各地で若干差があるとの感じがするんですね。助成金とかボランティアの関わりとか、本当にそこそこで非常に差がある。こういうことをこれから問題として、現在も問題なんですけれども、解決して、これによって殺処分の蛇口の部分をなくす、したがって、殺処分が少なくなる。もう本当の意味でのゼロになっていくということがゆくゆくは可能であるのではないかなあというふうには考えています。以上です。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。センターに来る犬猫はどこからやってくるのかという問題を、具体的な活動を踏まえてお話いただきました。今お話しいただいたとおり、これらの蛇口をどういうふうに締めていくかという話になると思います。実際に山崎さんや中岡さんが今その活動をされていて、問題点などもお話いただいたんですけども、もう少し詳しく中岡さんに高齢者の中途飼育放棄のお話などをお伺いできればと思います。

中岡獣医師 この一覧はここ1、2年で私が携わった例で、しかもほぼ早良区と西区です。なぜかというと、私が西区に住んでいるものですから、西区のいきいき包括支援センターからの相談とか、いろんな方の相談にのっています。

多頭飼育崩壊の一覧

NO	住 所	飼い主	頭数	備 考
1*	早良区 田隈	70歳代 女性	5	ゴミ屋敷、家族と絶縁状態
2*	早良区 早良	80歳代 女性	30	家族と同居 ネグレクト
3	早良区 田村	70歳代 女性	11	野良猫にえさやり 疥癬疑い
4	早良区 早良	70歳代 女性	30	出入り自由 子猫16匹
5	早良区 賀茂	80歳代夫婦	13	引きこもり息子同居
6	早良区 鶴山	Iさん	10	個人ボランティアが相談を受けて介入
7	早良区 早良5	Kさん	10以上	隣人がいさいきセンターへ相談
8	早良区 早良6		8以上	
9*	西区 生の松原4	Sさん	29	いさいきセンターから動物病院へ相談
10	西区 西浦	Kさん	23	〃 +個別支援会議
11	西区 太郎丸		5	〃
12	早良区 重留		38	動物病院から相談/ボランティアへ相談
13	中央区 須崎公園		5以上	習入(公園利用者)より相談

それで、頭数に注目していただくとわかると思いますが、5頭、30頭、11頭と、非常に数が多いんです。これは先ほどお話しした状況で、皆さんも2025年問題というをご存知だと思いますが、福岡市民、福岡県民の3人に1人が65歳以上になります。この2025年問題って、私が獣医だけをしているときは知らなかったんです。こういう相談を受けるようになって、あるケアマネージャーさんから教えていただいたんです。そんなに高齢者だらけになるの、これってまるで、私は現在うん歳で、この人たちが非常に遠くの他人ごとのような気がしてこの活動に参加してただけど、いや待てよと。明日は我が身と。私が75歳ぐらいになってバタッと倒れたら、私が飼っているこの子はどうなるんだろうかと。私たちは比較的避妊去勢をしましようという意識で動いているので、こういうことにはなっていないんですが、こういう例はすごく多いと思います。これはほんの一例です。一番下の13番の例ですが、須崎公園で路上生活をしているおじいちゃんとおばあちゃんが、猫を5匹以上キャリアに積んで須崎公園で生活してたんです。ご存知のように、須崎公園は今、都市何とかというので綺麗になるので、みんな出て行かされて、その木の下で生活していたおじいさんとおばあさんは行くところがなくて、最終的には知り合いの不動産屋さんが、うちで飼っていいよみたいな感じで入れてくれたんです。こういう自分たちは非常に猫をかわいがって飼っているという意識で、確かに遺棄するよりはいいんですが、この人たちは何で公園に住まなきゃいけないんだろうと。本当に社会的な弱者の方がいろんなところにいらっしゃって、で、何となくそういう人たちを切り捨てていってるのが現状なんです。そしてさらに、そういう社会的弱者が飼っている猫たちは、しょうがないという一言で殺処分になってる。ピ

ピラミッドの構造でいくと、動物病院に連れて来てもらってるわんちゃんや猫ちゃんはピラミッドの頂点なんです。で、ピラミッドの下の方は、こうして動物病院に連れて行くという意識や、病気の知識はなくて、ただかわいいと言って飼っている人たちと。そしてその人たちに飼われている猫ちゃんたちは、さらにさらにもっと弱者なんです。そういうことにここ数年非常に気が付いて、なんかすごい不公平だなとか、不平等だなって思って、先ほど先生が言われたみたいな社会正義とか基本的人権、社会的な弱者に対して弁護士さんたちがフォローしていく、それからそういう人たちを救っていくのが弁護士のお仕事なんだなあとということを改めて認識しました。今後もいろいろ相談しながら、そういう社会の構造、つまりピラミッドの下の方で生活されている方たちともに、その人たちの生き甲斐になっている猫ちゃん、そういう子たちにも目を向けていく必要があると思っています。そういう人は本当にほんの一部です。早良区・西区のほんの一部で、福岡市全体ではこれの10倍ぐらいあるので、もっともっと、もしかしたら吉柳さんたちはご存知で、これ以上にホーダーの相談があると思っています。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。吉柳さんのお名前が出たので、お伺いできればと思いますが、現在もそのような相談は来ている状況でしょうか。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 そのような相談はあります。具体的にどうすればいいかは本当に悩ましいところで、動物関係団体の方と協力しながら対応しています。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。先ほどの中岡さんのお話の中に、弁護士との協力というワードも出ましたけれども、こういった高齢者の方の法律の問題が絡む事例について、弁護士が何か関われる部分があるか、細川さんのご意見をいただけますか。

細川弁護士（兵庫県弁護士会） 今のお話は、高齢者・障がい者問題を担当する委員会がおそらく福岡の弁護士会にもあるので、本来はそこががつつり関わった方がいいと思います。ただ、高齢者障害者問題に取り組んでいる弁護士たちは動物のことはよくわからないし、両方の委員会に所属している人がいればいいんですけども、片方ということが多いと思います。高齢者・障害者にはそんなに詳しくないという人も一緒になって勉強したりとか、踏み込んで行ったらいいんじゃないかと思います。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。今後協力関係が広がっていけばいいなと思います。それでは山崎さんに、ペット産業の点で何かお話しいただけますか。活動されている中で感じられている問題点がありましたらお願いいたします。

山崎・SCAT代表理事 ペット産業ですね、これは言っているのかちょっと迷うところもあるんですが、最近は全国的な問題になってると言いますか、たまにネットニュースとかにあがってると思うんですけども、実際には繁殖業者からの犬猫を保護犬・保護猫と称して、「もらってください」などとしてペットショップに並べていることがある

んです。繁殖業者から、普通に、健康な状態でペットショップにきた犬ならまだいいんですけども、繁殖を引退した犬や猫、それと、いろんな病気を持っていて売れる見込みのない犬や猫というのを、保護犬・保護猫として店頭並べているんです。で、生体代は無料ですよという話ですね。それで、それを見た方が「かわいそう、じゃあ私が引き取りたいわ」って店員さんにお話しするとします。そうすると、「わかりました」となる。「ただ、保護犬猫を引き取っていただくためには、〇〇を買ってください。支払いいただければ、引き取っていただくことはできませんよ」となり、相当な額になるということが起こっています。現に福岡地区でも起きてまして、その件は去年の秋ぐらいからですかね、関わった問題があって、そっちの方は何とかある意味良い結果が出たのかなあということにはなったんですけども、今、全国的に問題になっていると思います。これは蛇口とは関係ない話ですが、そういうことをしていいのかというところをペット産業自体ももう少し考えて、元々利益を得るためにやっていることではあるんでしょうが、命を扱うことに対してもう少し正義感を持った対応をしていただきたいなあというのは、常日頃から思っています。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。ペットショップの問題ですね、この点で弁護士が何か法的に解決できそうなことがありましたら・・・（吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長が挙手しているのに気がついて）あ、じゃあ吉柳所長先をお願いします。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 ペットショップは動物愛護管理法で第一種動物取扱業として登録が必要です。遵守事項も令和元年の法改正で厳しくなっており、例えば「飼育頭数に対し従事者がこれだけ必要」など様々な規程があります。一方、譲渡に関しては規定がないため、動物愛護管理センターでも指導が難しいところです。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。規制が出てきたということも含めて、もう少し法律的な対応ができそうだとということが考えられたらお願いいたします。

細川弁護士（兵庫県弁護士会） 法律的な観点でいくと、一番規制がしやすいのは、経済的自由・営業の自由だと思います。商売を自由にさせてくれというスタートがあって、それに対して法律で規制をかける話は、比較的やりやすいし、実際、今まで2000年の改正時から、動物愛護法が改正される度に行っています。次に、法的な規制を考えやすいけれど、今まで全然手を付けられていないのは、飼い主に対する規制です。飼い主の義務は、努力義務という緩い規制だけなので、弁護士の立場から、ここはこうすべきではないかということが言える。これらに対し、飼い主のいない野良猫を法律でどう位置づけていくのかが一番難しいところで、この問題も10年以上考えたりやったりしているんですけども、あまり法律の出番がない。せいぜいガイドラインか自治体の条例で、例えば餌やりで、近隣の生活環境に支障を与えるようなやり方は規制されていたり

しますが、法律でこういう餌やりはだめとは言っていない。ペット業界に対する規制が一番しやすいとはいっても、先程山崎さんが仰ったように、ショップが誰彼構わず販売してしまっているとの問題意識があるんですけども、そこは法規制で踏み込みにくいところでもあると思います。また、抱き合わせ的な販売については、ここは私も専門ではないんですけども、消費者問題も含まれていると思います。ペットショップで一般飼い主さんが買うところで、本来は何十万円の犬猫を特別に半額にしてあげます、そのかわり店が決めたフードを数年間購入してくださいと抱き合わせにして、実質元々の販売価格と同じぐらいの額で契約させられたみたいな話になってくると、法律上問題であるとの指摘が消費者法の弁護士から出てくるかもしれない。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。まだまだ難しい問題があるところですけども、野外繁殖のお話を少しさせていただきます。山崎さん、野外繁殖に関して例えばもう少しこういう制度があったら進むだろうとか、そういうところで何かお話いただけることかありますでしょうか。

山崎・SCAT代表理事 福岡市の場合は地域猫というのをやっています。福岡市の支援の地域猫になれば無料で手術とかしてもらえるとという制度です。けれども、やはり地域猫までのハードルが高くて、地域の人たち困っている人たちが、自分たちで自費で手術をしていくというのが今やってるところです。ボランティアさんや個人の負担で手術をしているということです。助成金の出し方については、地域猫ということで助成金で無料手術をしますよという話と、飼い主のいない猫を去勢して助成金を出しますよという話と、さらに飼い猫まで助成金を出しますよということで、全国にいろんな実態があります。福岡県内にも、飼い猫まで助成金を出すところがあります。それで、福岡市も、一応飼い猫まで助成金を出すのですが、マイクロチップの挿入とセットなんですね、実は。マイクロチップの費用を考えれば、避妊去勢手術だけをしてその費用を支払うよりも飼い主の手出しが若干減るといふ金額になっています。その助成制度を広げていけば、飼い主に対して「お金が少し出るんだよ」「手術しましょうよ」という話が持っていやすくなる。それで、多頭飼育崩壊の方にも手当ができるような形になるんじゃないかなあと考えています。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。それでは、いま、蛇口の上の話ですね。センターに来る犬がどうやったら減るだろうかという話をしてきたんですけども、センターに来てしまった犬や猫を殺処分しないで済む方法についても議論をしたいと思います。吉柳さん、前半の講演で譲渡のお話などをお伺いしました。非常に時間をかけて譲渡に取り組まれているというお話でしたが、そのご苦労だとか課題だとかあれば、お伺いできればと思います。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 先ほど説明しましたが、個別で譲渡対応するた

め職員の負担は大きいです。よって収容される犬猫の減少を図ることが望ましいですが、背景に様々な問題があることが多く難しいところです。例えば多頭飼育ですが、兄妹だから繁殖しないと誤解して増えてしまった事例が多く、管理ができない数まで増えて周辺とトラブルになり、センターに苦情が寄せられます。センターには強制力がないので、飼い主と話をしていかなければなりません、なかなか話が進まないこともあります。動物問題は解決に時間がかかることが多く、一方でセンターには職員が16名しかいないことから動物関係団体や獣医師会、弁護士会の皆さんなどいろんな方のお力を借りていかないと対応が難しいです。以上です。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。今、センターの職員の方は16名しかいらっしゃらないということを知っているとびっくりするところではあるんですが、やっぱりその16名だけではなかなか難しく、ボランティア団体とか保護団体とか、そういうところとの関わりの中で、センターを運営していらっしゃるということになりますか。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 そうですね。福岡市全体を担当職員だけで対応するには限界がありますので、皆さんの力を借りて対応しています。とくにこの10年は皆さんの力があつたからこそ対応できたところも多く感謝しております。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。予算の面でも厳しい面もあるのかなとお見受けするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 予算は税金ですので、動物問題への関心の高い方の了承は得やすいと思いますが、「福祉や子供の問題にもっと税金を使うべきだ」との意見もありますので、一定の範囲で対応しなければなりません。もちろん動物愛護を目的にいただいた寄付は、目的に沿って使わせていただきますが、寄付金以外は予算の範囲で行わなければなりません。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。予算の不足の面で細川さんが全国的なところで何かご存知のことがあればご紹介いただければと思います。

細川弁護士（兵庫県弁護士会） 私も詳しくはないんですけども、兵庫県神戸市では「神戸市人と猫との共生に関する条例」を制定して、協議会を構成しています。この協議会は、神戸市とか、神戸市獣医師会、猫の保護団体、ペットフード会社、自治会の代表、婦人会、損保会社さんも構成団体に加わっています。主な事業としては、市内の猫に不妊去勢手術を受けさせるとか、あと予算の規模でいくと、2000万円ぐらいで年間2000頭弱ぐらいの猫を避妊去勢しています。これは神戸市そのものの事業の話ではないのですが、一つのモデルになるかなと思います、紹介させていただきます。あと最近流行っているのはガバメントクラウドファンディングで、自治体が主体でやり、ふるさと納税と関連させることで、寄付しやすくなります。それで2000万円単位のお金が集まっている自治体があります。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。まだまだお話をお伺いしたいのですが、まとめに入っていきたいと思います。今回のテーマが、「人と動物が共生する社会の実現のために」ですので、人と動物が共生する社会というところはどういう社会なんだろうか。その実現のために何が必要かというところですね。今日のまとめを含めまして、パネリストの方それぞれの立場からご意見をちょうだいできればと思いますが、まず吉柳さん、いかがでしょうか。

吉柳・福岡市動物愛護管理センター所長 人と動物が共生できる社会を実現するには、動物を大切に思うだけでなく、周りの人のことも大切に思ってください。周囲への気遣いを持っていただければ、動物問題もなくなりますし、動物愛護管理センターもなくなると思います。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。それでは、中岡さん、よろしいでしょうか。

中岡獣医師（福岡県獣医師会） これは是非皆さんに見ていただきたいんですけど、本当に私は、動物や犬や猫が好きで獣医師になったのですが、犬や猫を助けるには人を好きにならないといけないというのが本当に実感として経験したことです。人を好きになるというのは、その人が生きていて良かったなあとか、亡くなるときに自分の人生良かったなあとか、そんな感じで、お金がある人もない人も、どんな環境で生活している人も、なるべく平等に平和な気持ちで生きてもらいたいんですね。それは、よりよく生きる人が一人でも多くいていただきたいんですけど、そこには、今一緒に生活しているワンちゃんや猫ちゃん関わってくる。そして、今、吉柳さんが言われたのは、より良い環境のことだと思うんですけども、この、隣近所に迷惑をかけない、より良い環境を保ちながら、自分のうちの子を最後まで看取る。そしてよりよく生きる命というのは、ワンちゃんや猫ちゃんの命のことなんです。そこでご本人がより良く生きていって、人として気持ちの愛の醸成というか、そんな気持ちで命を診させていただければいいのかなと思ったんですが、それは一人では決してできることではなくて、隣近所の民生委員とか、介護職とか、それと今から日本は変わっていかないといけないなあと思ったのが、不動産関係の人とか、警察の方も非常に必要なんです。例えば「6畳一間で30匹の猫を飼って、餌は週に1回だけあげている。ウンチは5センチぐらい積もってる」状況は今の状態のところでは、これは犯罪というか、そういうことになるんです。そこでやはり警察の方も介入していただき、ただこれはいけないことだと言って罰するのではなくて、みんなでそういう方向に持って行って、知識がない方にも避妊去勢の話や、人と動物の共通の感染症、ちゃんときれいに生活させていかないと、おじいちゃん・おばあちゃん、あなたのためにも良くないんだよ、と。ノミから来る病気はあなたの体を蝕むこともあって、これは大変なことになるんだよとか、そういうことを周りの人がその方に関わることに

よって、いろんな地域全体の、ご本人も、それからそこで飼われているワンちゃんや猫ちゃんたちも幸せになっていくように、ワンチームとしてやっていけばいいのかなあとは思っています。で、ゴミ屋敷、多頭崩壊、自分のことも構わなくなるセルフ・ネグレクトの方たちに周りが気が付き、そしてゴミ屋敷とかにも行政の方とかも一緒に入って行って、どうにかしていきたいなあというのが、今後の課題と思っています。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。それでは、山崎さん、お願いいたします。

山崎・SCAT代表理事 今、中岡さんから重要なお話をさせていただいて、このあたりの各部署の連携についての話をさせていただきたいんですけども、動物愛護法が改正されて、罰則規定が強化されました。で、それでもなおかつ罰則が甘いという声が非常に強いんですね。考えてみてください。朝隈さんが最初に説明されたと思うんですけども、正直5年というのは結構重いんですね、はっきり言ってですね。今までだと執行猶予しか付かない、実刑には全くならなかったのが、今の法律であれば動物虐待で実刑もあるんです。で、なぜそうならないのかということは、警察官がまず法律を知らない。最近もあったんですけども、動物の虐待ですよと通報したときに、警察が「動物虐待は現行犯じゃないと警察は動けないんです」と言うんです。これはとんでもない話ですよ。そんなことどこにも書いていない。なので、きちんと法律を改正した内容や、いろんなことですね、環境省でいろいろなことが出ています。警察庁と一緒にやってつくって出したものもあります。それをまず警察がよく理解して、それを適切に運用していくということが一番大事で、それがなければ虐待自体はなくならないと思います。で、そういう警察の状態があるから、動物愛護法が甘い、そういう話になっているということがあります。他県なんですけれども、いろんな動物に関することで保健所と地元警察署がですね、1年に1回か2回だったと思うんですけども、ボランティアを交えて一緒に会議を開いているところがあるそうです。警察と保健所が、話とか会議を開いていくというのが、情報や知識の共有の方法としてあるのかなと考えてました。以上です。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。それでは最後に、細川さん、お願いできますでしょうか。

細川弁護士（兵庫県弁護士会） 宣伝になってしまうのですが、兵庫県弁護士会でも、動物のシンポジウムを企画しています。10月初旬に、動物虐待事案というかなり絞り込んだテーマで、地元の獣医師会の先生にもお越しいただき、県警本部の担当者は調整中です。リモートもあります。あと、皆様のお話を伺っていて、私も正解はよくわからないのですが、バランス感覚が大事だと思います。動物の命は大事だと思いますけれども、それによって反対する意見の方を排除したらいけません。一方で動物に迷惑をかけられている方がいることも承知はしているのですが、迷惑だから目の前の

動物は排除してしまえばいいんだということに関しても、それはどうかと思います。かつての動物保護法はともかく、2012年改正ぐらいからの終生飼養の義務が明記され、殺処分をなくす方法で国が取り組んでいる流れは少なくともあります。ということもあって、中庸からどっちかという動物寄りぐらいのスタンスでいたいと私は思っています。あと、会長がおっしゃったように、このような動物問題のシンポジウムは九州で初めてです。弁護士会でいうと全国で6つか7つ目ぐらいです。弁護士会は50ぐらいあるので、それが全国に広がっていけばいいなあとというふうに思っていますし、こんな物好きな弁護士は私のほかに10人ぐらいいるので、そういう人たちを呼んでいただければ、それなりに話ができるかなあとと思います。是非全国の弁護士会の皆様に対し、福岡県の弁護士会はこんなおもしろいことをやっているんだということを伝えていただいて、九州のほかの弁護士会でも同じような企画を立てていただけるととてもいいんじゃないかなと思いました。

コーディネーター・藤田 ありがとうございます。今日、皆様のお話を伺わせていただきまして、殺処分やそれを取り巻く多くの課題を解決するためには、行政だけでなく、獣医師、動物の関係する団体の方々、そして弁護士も、みんなで協力し合うことが必要だということはこの場で共有できたんじゃないかなあとと思います。是非皆さんで今後とも共有していきましょうということを、この場で確認させていただきまして、本日のパネルディスカッションを閉じたいと思います。ありがとうございます。

司会・梅津 ありがとうございます。動物愛護をめぐる現状の課題が浮き彫りになるようなお話だったと思います。皆様、もう1度盛大な拍手をお願いいたします。

閉会挨拶

司会・梅津 最後に、福岡県弁護士会公害環境委員会委員長・高峰真より閉会のご挨拶を申し上げます。

高峰真・福岡県弁護士会公害環境委員会委員長 今ご紹介いただきました福岡県弁護士会で公害環境委員会の委員長を務めております高峰です。本日は、当会主催のシンポジウム「人と動物が共生する社会の実現のために」にご参加いただき、また、最後までお聴きいただきありがとうございました。

当会のこの公害環境委員会という委員会は歴史が古くて、発足して50年になります。この間、公害問題、環境問題など、様々な問題に取り組んできたんですけども、実は動物愛護の問題というのに取り組みを始めたのはここ最近で、2、3年のことになります。私たちがこの公害環境委員会で動物愛護の問題を取り組まなければいけないというふう考えたのは、やはり野良猫・野良犬をめぐる問題というのは、人々の暮らしのごく身近にある問題で、暮らしの問題であつたり、住環境の問題として、場合によっては地域住民に被害を与えるという問題でもあるからです。

本日、初めの方の朝隈弁護士による動物愛護法についての報告にもありましたし、本日のシンポジウムで何度も出てきたんですが、人と動物が共生するためには、動物を大事にしながらも、動物による人への被害、環境への被害を防ぐようにしなければいけません。そのことについて、本日のシンポジウムでは、吉柳所長の講演やパネルディスカッションでの議論で、人と動物の共生のためにはまだ様々な課題があるということがわかりました。例えば飼い主には最後まで育てる責任を持たせる必要があること。ただ飼い主本人では対応できない多頭飼育崩壊に対しては、行政を初め専門家で連携する必要があること、ペット産業にも責任を持った提供をしてもらわなければならないこと。また、野良犬・野良猫の問題を地域全体として考える必要があること。このような細かな問題があることを、本日提起していただきましたパネリストの皆様は、今日は本当にありがとうございました。

私たち当会の公害環境委員会としても、これからこれらの課題の解決に向けて、まだまだ取り組まなければいけないと考えておりますし、ご指摘があつたように、公害環境委員会だけではなく、当会にある高齢者・障がい者委員会とか、消費者委員会とか、様々な専門的な委員会と協力して、この問題を考えていかなければならないというふうに考えております。

さて、今、SDGsという言葉が話題になっています。立花高校のご報告でもいただいたんですが、持続可能でより良い世界を目指すという国際目標です。で、この人と動物が共生する世界を実現するというのも、この持続可能でより良い世界を目指すためには必要ではないかと思っています。実は当会でもSDGsの観点からの活動も採り入

れておりまして、先ほどの朝隈弁護士の報告にも出ていたんですが、SDGs 官民連携プラットフォームという、官と民が共創してSDGs の情報交換や取り組みなどを進めていくというプラットフォームにも参加しております。当会としても、このSDGs の観点も踏まえ、今後とも、人と動物が共生する社会を実現するための活動に取り組んでいきたいと思っております。その決意を申し上げて終わりの挨拶とさせていただきます。本日は長時間どうもありがとうございました。

司会・梅津 以上をもちまして、シンポジウム「人と動物が共生する社会の実現のために」を終了いたします。本日は、お忙しい中、多くの皆様にご参加いただきまことにありがとうございました。

以上

2023年6月発行

【編集】

福岡県弁護士会

公害・環境委員会 動物愛護PT

シンポジウム
～人と動物が共生する社会の実現の為に～

動物愛護法のまとめ

福岡県弁護士会 公害・環境委員会 委員
弁護士 朝隈 朱絵

地方創生SDGs
官民連携
プラットフォーム



私たちは地域で暮らしを豊かにしながらSDGsを推進しています。

動物愛護法の沿革

～動物保護管理法制定前～

- ・1873年～ 東京府の畜犬規制が全国に広がる
無主の犬を駆除（狂犬病等との関係で）
- ・1908年～ 警察犯処罰例 公衆の場での動物虐待禁止
保護法益：見ることによって害される公衆の感情

～動物保護管理法～

- ・1973年 「動物の保護及び管理に関する法律」制定
→ 動物を愛護する気風の招来
・動物による人の生命・身体・財産の侵害の防止



動物愛護法の沿革

～動物愛護管理法～

- ・1999年 「動物の愛護及び管理に関する法律」制定

動物虐待の社会問題化、動物を巡る迷惑問題の顕在化

目的：動物の飼養をより適切なものにするによって、人と動物のより良い関係
づくりを進めること、そのことを通じて生命尊重や友愛等に情操面の豊かさを
実現していくことを目的

- ・その後、2005年、2012年、2019年・・・と改正を重ねる

改正内容：罰則の強化、動物取扱業者の規制、行政の責務etc



現在の動物愛護法の目次

- ・第1章 総則
- ・第2章 基本指針等
- ・第3章 動物の適正な取り扱い
 - ・第1節 総則
 - ・第2節 第一種動物取扱業者
 - ・第3節 第二種動物取扱業者
- ・第4章 周辺の生活環境の保全等に係る措置
 - ・第4節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置
- ・第4章 都道府県等の措置等
 - ・第4章の2 動物愛護管理センター等
 - ・第4章の3 犬及び猫の登録
- ・第5章 雑則
- ・第6章 罰則

まず、背景として・・・問題意識の高まり

- ・犬猫の殺処分に対する批判の高まり
 - 行政による引き取り拒否 → 殺処分数減
 - 巷に溢れる個体数の増加
 - ・殺処分によらない解決策
 - ・（生まれてくる）個体数自体を減らす（繁殖制限）
 - ・譲渡、TNR、地域猫制度etc…
- ※TNR：Trap（捕獲）Neuter（不妊手術）Return（元の場所に戻す）



動物愛護法の考え方・理念

第1条（目的）

この法律は、
①動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵（かん）養に資するとともに、
②動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、
もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

動物愛護法の考え方・理念

- ・第2条（基本原則）
- ・1 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。
- ・2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

動物愛護法の考え方・理念



「5つの自由」（国際的な動物福祉の基本原則）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ①飢えと渇きからの自由 | →きれいな水や栄養的に十分な食餌が与えられること |
| ②肉体的苦痛と不快からの自由 | →適切な環境下で飼育されていること |
| ③外傷や疾病からの自由 | →痛み、外傷、疾病の兆候に基づく適切な治療が行われていること |
| ④恐怖や不安からの自由 | →恐怖や精神的な苦痛の兆候をなくすか軽減すること |
| ⑤正常な行動を表現する自由 | →正常な行動を表現するために十分な広さが与えられていること |

動物愛護法の考え方・理念

法5条→環境大臣は「基本指針」を定めなければならない。

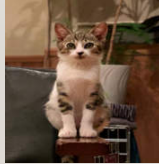
①動物の愛護及び管理の基本的考え方

「動物の命に対し感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取り扱いに反映させることが欠かせない」

②今後の施策展開の方向

③動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

④動物愛護管理基本指針の点検及び見直し



殺処分の方法について

・動物を殺す場合の方法（法40条）

1項 できる限り苦痛を与えない方法で

2項 環境大臣が具体的方法を定める

3項 国際的動向に十分配慮

※世界動物保護協会（WSP）が公表したガイドラインの4分類

①推奨（Recommended）、②許容（Acceptable）、

③条件付き許容（Conditionally Acceptable）、④許容できない（Not Acceptable）、

→日本の炭酸ガスによる方法は、感電・絞首・溺死等と並んで

④許容できない（Not Acceptable）に分類される



動物取扱業者

・第1種動物取扱業者

動物の販売・保管・貸出・訓練・展示・競りあわせん・譲受飼養を営利目的で行う者

ex.小売業者、卸売業者、ペットホテル業者、動物園、動物の訓練業者

・第2種動物取扱業者

動物の譲渡、保管、貸出、訓練、展示を非営利で業として行う者

ex.シェルター等を有し譲渡活動を行う動物愛護団体、盲導犬飼養団体

第1種動物取扱業に関する改正ポイント

・登録が取消された場合5年間登録できない（改正前は2年）（12条、19条）

・数値規制（飼養施設の構造や規模・従業員数・環境の管理・疾病の措置・展示又は輸送の方法・繁殖の回数、方法）（21条）

※2021年6月から段階的に施行 ※第2種にも準用

・勤告・命令の制度拡充（公表、立入検査も）（23条）

・8週齢規制（生後56日（8週）齢未満の犬猫販売禁止）（22条の5）

・マイクロチップ装着義務化（39条の2）

※2022年6月から施行 ※犬猫販売業者以外は努力義務（移転登録は義務）

飼い主

- ・多頭飼育等の不適切飼育（周辺の生活環境が損なわれている事態）の適正化
多頭飼育崩壊が社会問題に。虐待の恐れ、周辺環境への悪影響
都道府県知事による必要な措置をとるようとの勧告、命令、違反した場合の罰則（法25条）
貧困、孤独等との関連。精神疾患（ホーダー） → 予防のため、飼主への支援も必要。
- ・繁殖制限義務化（法37条1項）
（みだりに繁殖して適正飼育が困難になるおそれがある場合）
※これ以外は努力義務（法7条5項）
- ・マイクロチップ装着（逃走・迷子防止）努力義務（法7条3項6項） ※移転登録は義務
- ・終生飼育義務（法7条4項）

行政

- ・動物愛護推進員の委嘱（法38条）（努力義務）、動物愛護協議会の組織（法39条）
- ・「動物愛護管理推進計画」の策定義務（6条1項）
- ・所有者、業者への、指導・勧告・命令・立入検査（法23、24、25条）
- ・犬猫の引き取り（法35条）
※拒否できる場合
 - ・販売業者からの引き取り
 - ・7条4項の趣旨（終生飼育等）に照らして引取りを求める相当の事由がない場合等
- ・所有者を探して返還、飼養者の募集の努力義務（法35条4項）「殺処分がなくなることを目指して」
- ・動物を殺す場合の方法に係る国際的動向の考慮（法40条）
- ・関係機関との連携強化（法41条の4）

罰則

- ・動物殺傷（法44条1項） 5年以下の懲役または500万円以下の罰金
改正前は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ・虐待（同条2項） 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
懲役刑の追加、具体的行為の追加
（ネグレクト（消極的虐待）、劣悪な環境での飼育も含む）
- ・遺棄（法44条3項） 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
懲役刑の追加

罰則

- ・多頭飼育者等不適切飼育者（周辺の生活環境が損なわれている自体）に対する罰則
 - ・都道府県知事の命令（事態除去のために必要な措置をとるよう）に違反
→50万円以下の罰金（法25条2項3項、法46条の2）
 - ・虚偽報告・立入検査拒否→20万円以下の罰金（法25条5項、47条の3）
 - ・動物取扱業者に対する罰則
 - ・Ex登録せずに営業、業務停止命令違反、勧告・措置命令に違反
→100万円以下の罰金
 - ・
 - ・
 - ・
- etc...

その他、動物愛護法の特徴

- ・国都道府県の、学校・地域・家庭等への普及啓発の努力義務（法3条）
- ・動物愛護週間（毎年9月20日～26日）（法4条）
- ・虐待のおそれがある場合の、獣医師による通報の義務化（法41条の2）
- ・特定動物（人の生命身体財産に害を加える恐れのある動物）の飼養原則禁止（法25条の2）



動物愛護法の課題

- ・緊急時の一時保護
多頭飼育崩壊、虐待等、不適切飼育の際に飼い主から引き離して保護できるかという問題。飼い主の所有権との関係。
- ・実験動物の取り扱い
3Rの原則（世界的な標準原則）
①Reducion: 使用数の削減 ②Refinement: 苦痛の軽減
③Replacement: 代替法・動物を使わない方法への置き換え
日本は自主管理に任せられる部分が大い。実行性を持たせるためにも立入検査等必要。



動物愛護法の課題

- ・飼主のいない猫の繁殖制限
殺処分数の内、所有者不明の猫（特に幼齢）個体が大部分を占める。
餌やり禁止? → むしろ狂暴化、繁殖力増
→ 野良猫の繁殖制限の必要性。地域猫活動、TNR活動。
→ 餌やり等管理のルールづくり、地域の理解のための啓発
- ・不妊去勢手術の完全義務化
現行法では、多頭飼育崩壊状態になる恐れのある場合のみ義務、
その他は義務化にまで至らず努力義務（法37）。
今後義務化する場合、費用の問題が課題。
- ・法改正と現実の乖離



ご清聴、ありがとうございました。

- ・共に生きるために……



地方創生SDGs
官民連携
プラットフォーム

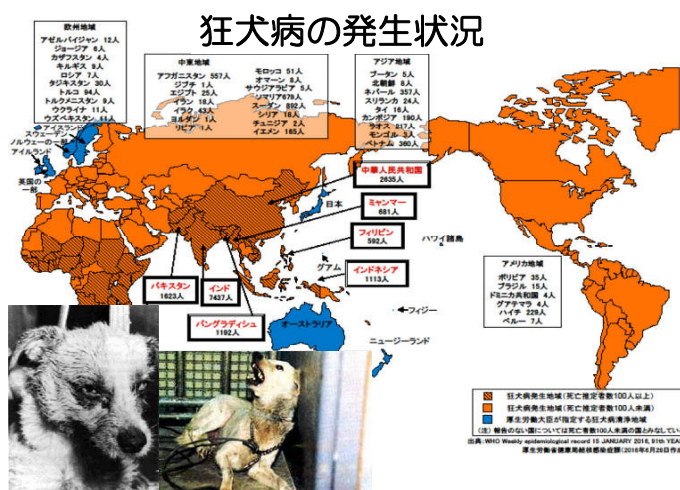


私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

動物愛護管理の現状と これからについて

福岡市動物愛護管理センター

吉柳 善弘



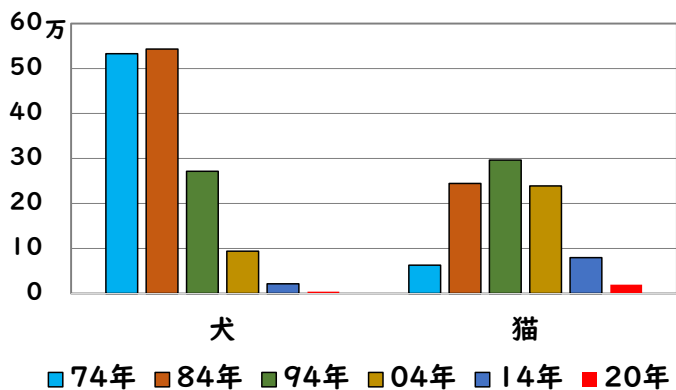
狂犬病

- ① 世界で年間55,000人死亡
- ② 人への感染：犬に咬まれる
発症すれば100%死亡
- ③ 国内の発生 1957年～なし
- ④ 狂犬病予防法
犬の登録・注射の義務

福岡県内の窓口

- 動物愛護センター
福岡市 北九州市 久留米市
- 保健所（県庁）9か所
※ 福岡県動物愛護センター（古賀市）
保健所から犬猫を収容・譲渡等

殺処分の推移(全国)



福岡市のセンター



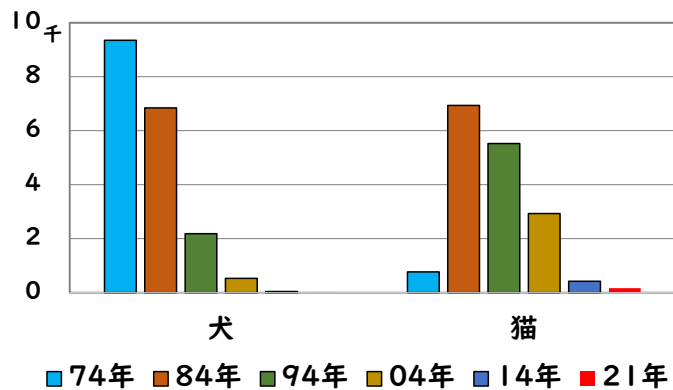
家庭動物啓発センター
(ふくおかどうぶつ相談室)



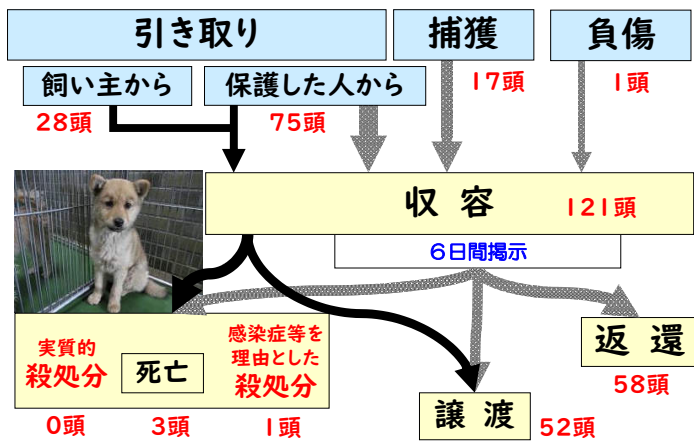
東部動物愛護管理センター
(あにまるぼーと)

啓発センター	東部センター
○ 猫の苦情	○ 犬の苦情
○ 地域猫の支援	○ 犬の登録と注射
○ 動物関係団体との共働	○ 犬の捕獲
	○ 犬猫の引取り譲渡等
	○ 動物取扱業
	○ 特定動物

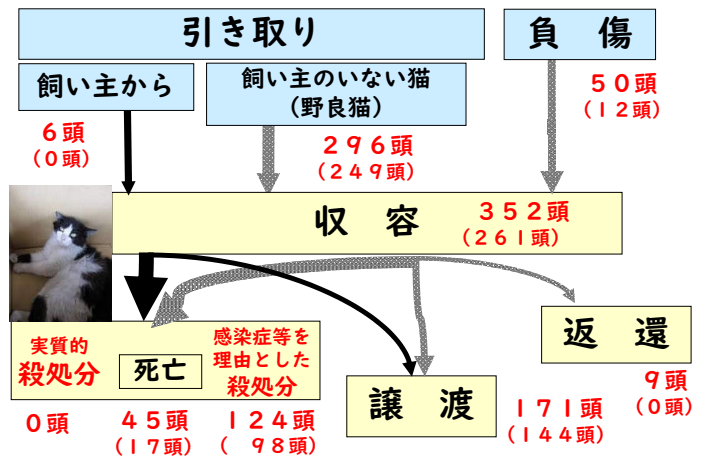
殺処分の推移(福岡市)



犬の収容



猫の収容



飼い主からの引取り理由

- ① 飼い主が高齢・病気
- ② 引越し
- ③ ペット飼育禁止住宅
家族がアレルギー
生活苦 など

返 還

(1) 犬は手数料が必要

収容6日目に返還
4,000円 + 350円 × 6日 = 6,100円

犬は放してはいけない (市条例※)

(2) 猫は手数料なし

猫は屋内飼育に努めること (市条例※)

※福岡市動物の愛護及び管理に関する条例

立花高校 体験授業「命のつなぎ方」 猫倶楽部の取り組みについて

発表者：足立 莉杏・江口 心



体験授業ってなあに？

- ・金曜日の1限から4限まである授業。
- ・教科の授業と違い、社会に出たときに役立つことを学んでいる。

「命のつなぎ方」はその中のひとつ



猫倶楽部が発足したわけ？

- ・体験授業だけでは週1回の午前中のみで継続的なお世話が難しい。
- ・保護猫とのふれあいが少ない



同好会を作れば朝・放課後もお世話をすることができる!!



トラ



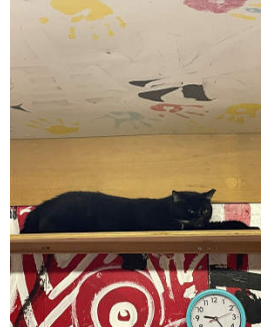
コトラ



メイ



サツキ



発表内容

1. 体験授業「命のつなぎ方」が始まった経緯
2. 授業内容
3. 保護猫活動を始めた経緯
4. 地域猫活動とSDGs
5. 猫倶楽部の活動

1. 体験授業「命のつなぎ方」が始まった経緯

理由は2つ！！

1. 職場体験で動物に関わる企業を希望した生徒が多かった
2. 学校で動物に関わる活動をしたかった

2. 授業内容

「命のつなぎ方」の大きな目標



犬・猫のさっ処分をなくす

【主な授業内容】

1. 福岡県動物愛護センター・福岡市東部愛護管理センターへの見学
2. 犬、猫を飼うときの気を付けること、やるべきことを学ぶ!
3. 多頭飼育崩壊について
4. 保護猫のポスター作り
5. 猫のかかりやすい病気について
6. 地域猫活動(TNR)について
7. 里親になってくださった方へのお礼状作成

3. 保護猫活動を始めた経緯 ～ チャロとの出会い～



4. 地域猫活動とSDGs



5. 猫倶楽部の活動

- ・猫小屋の猫のお世話
- ・福岡市動物愛護管理センター、相島の見学

〈3年前の相島〉



〈3年前の相島②〉



〈現在の相島〉



〈現在の相島②〉



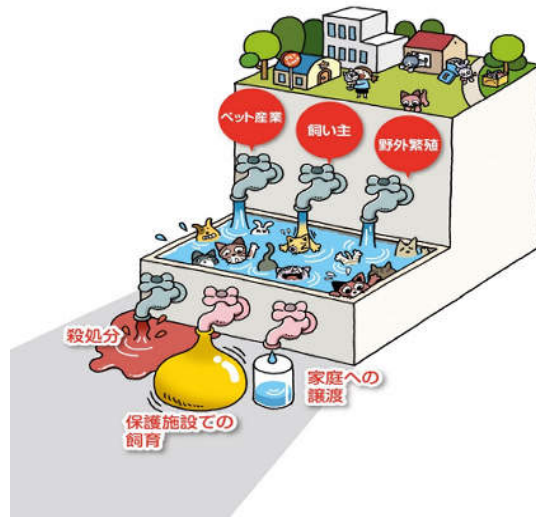
〈今後も私たちが目指していること〉

「人と動物が共生する社会」



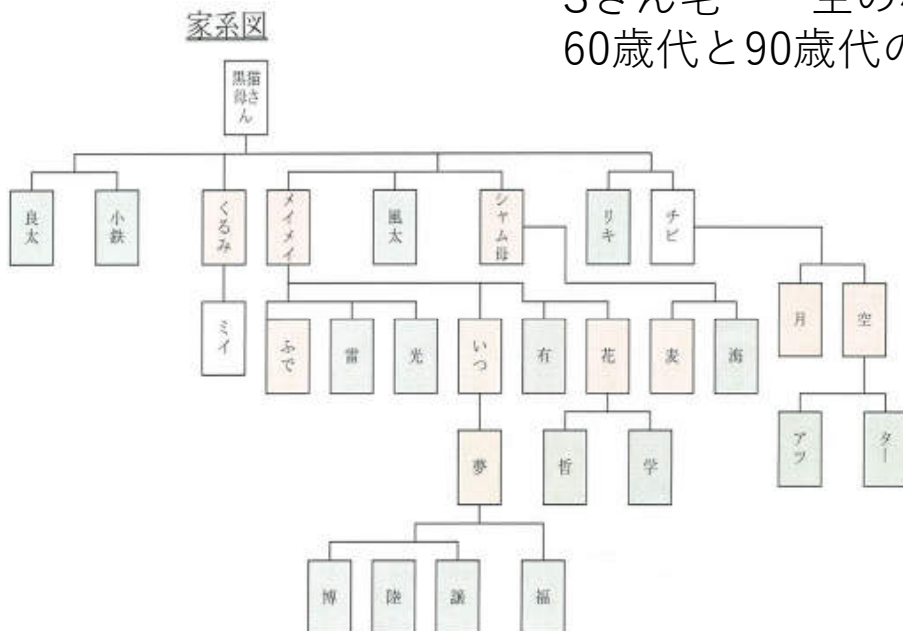
ご清聴ありがとうございました!





1匹から29匹

Sさん宅 生の松原
60歳代と90歳代の親子



多頭飼育崩壊の一覧

NO	住 所		飼い主	頭数	備 考
1*	早良区	田隈	70歳代 女性	5	ゴミ屋敷、家族と絶縁状態
2*	早良区	早良	80歳代 女性	30	家族と同居 ネグレクト
3	早良区	田村	70歳代 女性	11	野良猫にえさやり 疥癬疑い
4	早良区	早良	70歳代 女性	30	出入り自由 子猫16匹
5	早良区	賀茂	80歳代夫婦	13	引きこもり息子同居
6	早良区	脇山	Iさん	10	個人ボランティアが相談を受けて介入
7	早良区	早良5	Kさん	10以上	隣人がいきいきセンターへ相談
8	早良区	早良6		8以上	
9*	西区	生の松原4	Sさん	29	いきいきセンターから動物病院へ相談
10	西区	西浦	Kさん	23	〃 + 個別支援会議
11	西区	太郎丸		5	〃
12	早良区	重留		38	動物病院から相談/ボランティアへ相談
13	中央区	須崎公園		5以上	個人(公園利用者)より相談

2

私たちが目指すもの

★人として、より良く生きるために

⇒ **命の全う** (人も伴侶動物も、その人に関わる周囲も)

★命のリレーのために

民生委員、介護職、医師、行政書士、弁護士、不動産業
 福祉関係者、動物関係団体、福祉行政、動物行政、
 高齢者住宅、獣医師

3

One Team

